

平成28年第3回土幌町議会定例会

1 議事日程第2号 9月13日(火曜日)午前10時開会

- 日程番号1 会議録署名議員の指名
日程番号2 一般質問
- 1 清水 秀雄 議員 町づくり懇談会と町づくりについて
 - 2 和田 鶴三 議員 町民を守る防災体制について
 - 3 大西 米明 議員 オリンピック・パラリンピックの合宿誘致について
台風被害の対応について
 - 4 秋間 紘一 議員 台風10号による被害復旧について
- 日程番号3 議案第6号 土幌町学校教育施設整備基金条例案
日程番号4 議案第7号 平成28年度土幌町一般会計補正予算
日程番号5 議案第8号 平成28年土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
日程番号6 議案第9号 平成28年土幌町介護保険事業特別会計補正予算
日程番号7 議案第10号 平成28年土幌町介護サービス事業特別会計補正予算
日程番号8 議案第11号 平成28年土幌町簡易水道事業特別会計補正予算
日程番号9 議案第12号 平成28年土幌町農業共済事業特別会計補正予算
日程番号10 認定第1号 平成27年土幌町一般会計歳入歳出決算認定
日程番号11 認定第2号 平成27年土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
日程番号12 認定第3号 平成27年土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
日程番号13 認定第4号 平成27年土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
日程番号14 認定第5号 平成27年土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
日程番号15 認定第6号 平成27年土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
日程番号16 認定第7号 平成27年土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
日程番号17 認定第8号 平成27年土幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定
日程番号18 認定第9号 平成27年土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定
日程番号19 認定第10号 平成27年北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定

2 出席議員(12名)

- | | | | |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 1番 細井 文次 | 2番 和田 鶴三 | 3番 秋間 紘一 | 5番 河口 和吉 |
| 6番 清水 秀雄 | 7番 飯島 勝 | 8番 出村 寛 | 9番 森本 真隆 |
| 10番 大西 米明 | 11番 加藤 宏一 | 12番 中村 貢 | 13番 加納 三司 |

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	瀬口 豊子	会計管理者	土屋 仁志
町民課長	波多野 義弘	保健福祉課長	大森 三宜子
産業振興課長	高木 康弘	産業活性化担当課長	亀野 倫生
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
病院事務長	山下 慎也	特別養護老人ホーム施設長	矢野 秀樹
こども課長	金森 秀文	消防課長	淡中 濟

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	玉堀 泰正	教育課長	辻 亨
学校給食センター所長	鈴木 典人	高等学校事務長	藤村 延

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	細野 幸彦
------	-------

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	寺田 和也	総務係長	藤内 和三
------	-------	------	-------

9 議事録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	加納議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、細井文次議員及び2番、和田鶴三議員を指名いたします。
2	清水議員	日程第2、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 質問順位1番、清水秀雄議員。 おはようございます。質問に先立ちまして、一言申し上げます。去る8月17日から31日までの2週間に4つの大きな台風による災害が発生し、農産物を初め町有施設や道路、橋梁、堤防などが甚大な被害を受けました。被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げます。ま

た、災害の復旧や対応に昼夜を問わず努力されました役場職員並びに関係者の皆さんに心から敬意と感謝を申し上げます。

一般質問を行います。町づくり懇談会とまちづくりについて町長に伺います。平成10年11月、小林町長が初当選以来毎年春と秋の年2回実施されてきた町づくり懇談会は、町政と住民の対話の場として多くの住民参加を得て実施されてきました。しかし、近年市街地域で行われる懇談会への参加住民が減少してきています。これは、住民からの要望に対する対応が十分にできていないことが要因の一つと思います。また、誰もが住み続けたいと思える魅力あるまちづくりが望まれています。職員に対する批判も多く寄せられています。町長は、この実態をどう捉え、今後の方策をどのように考えているのか所見を伺います。

加納議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ます。

町づくり懇談会については、町民の皆さんの声をより多く町政に反映するため、新年度予算編成前の秋季と新年度予算成立後の春季の年2回10地区において開催しております。加えて秋季においては、分野別の懇談会も開催し、議論をしているところであります。土幌市街地においては、コミュニティーセンターを会場に開催しており、開催日程が決定次第広報や役場だより、ホームページにおいてお知らせするほか地区行政推進員、商工会、駐在員などを通じ、多くの方に参加呼びかけを行っているところであります。参加人数は、年によってばらつきがありますが、20名前後の参加人数となっており、参加された住民の皆さんからは町政に対する要望とあわせ意見、質問が多く出されております。要望、意見については、現場確認等を行いながら、懇談会の都度検討会議を行って対応しているところでありますが、出された要望については財政的判断や事業の整合性などにより実施の適否を決定しているところであります。

次に、職員に対する批判については、具体的にどのような批判なのかということがありますが、職員に対する批判については、職員個々のもとより組織として真摯に受けとめる姿勢を徹底してまいりたいと存じます。

町づくり懇談会は、町政推進の基本としている協働のまちづくりに向けての重要な取り組みとして位置づけをしているところであり、町民の皆様の声をも町政に反映すべく役割を果たしているところと認識をしているところであり、今後ともさらに充実させながら推進してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長 再質問があれば許します。6番、清水議員。

清水議員

ただいま町長から答弁をいただきました。町づくり懇談会についての町長の考え方として、町政の推進の基本としている協働のまちづくりに向けての重要な取り組みとして位置づけているというふうに冒頭述べられております。これは、そのとおり実際に町民の声が反映されているかどうかというところが問われている、これから問いかけたいというふうに思っています。

町づくり懇談会の変遷なのですが、2006年まで、平成18年まで各公民館単位で行われておりました。これは市街地です。南町、中町、西町、北町と各公民館単位で行われておりました。これが2007年、平成19年からコミセン1カ所で行われるようになってきたという経過があります。町長も20名前後の参加だというふうにおっしゃっていますが、私も都合の悪いとき以外はほとんどの懇談会には参加をしてみました。各公民館単位で行われていた町懇についても、ほぼ20名前後の町民の皆さんが参加していたのです。これがコミセン1カ所に集中された19年以降もほぼ20名前後なのです。町長は20名前後だというふうにおっしゃっているのですが、ここの中で私は参加されている方々、どのような方々が参加されているのかなということを見てきました。コミセンで行われるようになってからは、町長はここでどういう人たちに案内しているかということを書いていますが、行政推進員だとか商工会だとか駐在員、そういう人たちに参加を呼びかけていますと。そうすると、こういう人たちが中心に集まってきています。一般の住民の参加というのは少ないのです。私は、こここのところに大きな住民の不満があるのではないかなというふうに思っています。こここのところを町長はどんなふうと考えられていますか。まず、冒頭お伺いしたいと思います。

加納議長

町長。

小林町長

市街地は、今清水議員がおっしゃいましたとおり、4公民館単位でやっていたわけでありますけれども、平成19年からコミセン一本にということになったわけでありますけれども、当時公民館単位によっては多いところと極端に少ないところがあって、公民館の推進委員長さんとの協議の中で合意として一本でいいのではないかと、そういう意見も受けて、そういうふうにしたのでありますけれども、ただ場所によっては地区公民館単位のほうが多いということもあるのかもしれませんが、そんなことでできる限り推進委員さんだけではなくて商工会、駐在員さんを通して多くの方に出ていただきたいという、そういう呼びかけをしているのですけれども、実態としては今20名というようなことで推移しているのでありますけれども、いずれにしても市街地の開催については、公民館推進委員長さんともっと協議をしてみたいと思うのですけれども、4地区に戻してやるのか、もう少し呼びかけを別な形でいろんな方が出てこられるように開催をす

るかというのを含めて、今年の秋の懇談会に向けて4地区の公民館推進委員長さんと一回協議をさせていただきたいと思います。

加納議長
清水議員

清水議員。

町長は、このように今答えられているのですが、一般町民の参加が少ないということの町民の不満ですが、特に申し上げたいのは、コミセン1カ所になってしまうとなかなか住民が参加しづらくなっていると。それは何かというと、大体住民の皆さん顔見知りの人たちの間ならいろんなこと率直に言えるのだけれども、全くふだん顔合わせないほかの町内の人たちが大勢いる中では、ましてや役場の幹部職員がずらり並んでいて、そういう中ではなかなか言いたいことも言えないと、そういう場になってしまっているということが参加人数を少なくしている要因だというふうに言われるのです。

これは、私もそういうことが起こったのだなというふうに、この懇談会に実は私参加していなかったのですが、町長もこのときには欠席をしていたようです。その懇談会の中で女性住民から出された提案に対して、頭からそれは無理、無理ということで、全く真剣に考えてくれようもしない返答だったと。参加した婦人は、非常に緊張した中で提案したのに、頭からそういう形で受け入れようとしないと。そういう態度ってあるのですかと。私たちは真剣に考えていた。だから、当然答弁もそういう立場で真剣に向き合って答弁してくれないといけないのではないのですかと。そういう態度がこれもやっぱり参加を少なくしてしまっていると。あんな懇談会だったら行ったって何も意味ないでしょうと。私たちの言いたいことも何も聞き入れもしないと。そのような形に変化してきているということがあるのではないかなというふうに思うのです。

町長は、先ほど冒頭に申し上げましたように、町政推進の基本として町民の皆さんの声を町政に反映するためにやっていると。そういう役割を果たしているのだと。町懇の役割きちっと認めて、そしてその中で町民の声をまちづくりに反映させていこうという、そういう目的持っているわけです。そうすると、今言ったように一人一人町民多様な思い持っています。考え方を持っています。それをいかにくみ上げていくのかと。それは真摯に向き合わなければいけない。そういう態度が必要なのでないかというふうに思うのです。そのところがやっぱり一番重要なことなので、町長は今私が申し上げたようにこの懇談会のときには欠席していたそうです。繰り返しになりますけれども、私もこのときには欠席になっていたのです。この事態を後から聞かされました。そういう点では、非常に町民の不満を増幅したというふうに考えているのですが、その点についての町長のお答えをいただきます。

加納議長

町長。

小林町長 参加された人がそういうふう感じたのであれば不適切な発言だということで、私も今言われたように出席していませんから詳しくは聞いていないのでありますけれども、そうであれば改善をしなければならぬということでもありますから、そういう意味では町に意見を出していただくということで町づくり懇談会を年2回やっているわけでもありますけれども、重要な役割を果たすように改善をしていかなければならぬでありましょうし、できる限り町民の皆さんが参加して意見を出しやすいという方法を検討していかなければならないのでありますけれども、もう一方では懇談会だけでなく、もう少し別な形でも意見を出していただくということで、1つは出前講座ということで、私どもも団体だとか地域に呼ばれていけば出ていくということでありますし、さらには懇談会と並列して分野別で例えば福祉だとか教育の皆さんに集まっていたらどうか、女性サミットという形で、比較的懇談会は男性の皆さんが多いのでありますけれども、そういう面で女性の皆さんにぜひ多くの意見を出していただきたいということで女性サミットを開催をしているわけでもありますけれども、いずれにしても懇談会を含めて町民の皆さんと私どもしっかりいろんなまちづくりに向けての議論ができるという、そういう姿勢を持って今後とも取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

加納議長 再質問があれば。清水議員。

清水議員 町懇以外にも町民の意見を聴取する場、町民との対話の場を持っているということの答えでございました。それも一つはあると思っております。しかし、それでは今後町長は、この町懇をこのままの形で続けていくというふうに考えられているのかどうかということをお聞きしたいというふうに思うのです。そういう中で、先ほど申し上げました。町職員が大勢出てきて、その場で結論出さなくてもいいではないですか。町民が参加して話しやすい場をつくる。できるだけ多くの町民が参加してもらえるような場をつくるということが基本ではないのかなというふうに思うのです。ですから、その場で結論出さなくたって、結論出せない問題についてはこれは後ほど回答しますということで結構ですと、住民の皆さんもそう考えているのです。それをその場で結論出そうとするから、大勢の課長がそろって出ていかなかったらいけないという形になっているのかというふうにも思うのです。ですから、そういうふうにしなくても、本来住民との対話を、できるだけ多くの住民と対話を進めていくというのであれば、かつてやっていたような公民館単位に戻すか、戻さないかはこれはまた別問題ですが、それは町長のお考え次第ですが、そういう中で本当に対話、住民との膝突き合わせた対話ができるような、そういう場が住民にとっては欲しいのだということなのです。その点については、町長、どんなふうにお考えですか。

加納議長
小林町長

町長。

懇談会の中でも余り役場から行くのが多いとかえって話しにくいという話も中には聞いたことがあるのでありますけれども、ただ皮肉なもので課長やめるとその課長にかかわる質問が出たりということがあるのと、もう一つは懇談会で必ず私ども要望を聞くだけではなくて、町政全体の課題、懸案を含めて意見をいただきたいということで、現在懇談会には要望だけでなく町の今いろんな懸案だとか課題等を担当課から説明をさせていただいて、いろんな意見を聞くということでもありますから、懇談会そのものも従前は要望を聞くということだったのでありますけれども、今はいろんなことについて議論をさせていただく、あるいは提案をいただくということで改善をしたのでありますけれども、そうするとそれぞれの課の説明ということで担当課長が行くということになるのでありますけれども、そういう形で懇談会そのものをより充実させていくという取り組みをしたいのでありますけれども、ただ、今の清水議員のおっしゃった出やすい雰囲気はどうつくっていくかということについても私ども配慮をしていかなければならないのでありますけれども、それらについては今後の懇談会の開催の中で検討させていただきたいと思っております。

加納議長
清水議員

再質問があれば。清水議員。

行政の立場からいいますと、今町長おっしゃっているようにどういう事業をやっているのか、それぞれの課でどういう事業をやってきたのか、そういうこともあって、それぞれの課長が説明することによって理解してもらえという立場での答弁だと思うのです。ほとんど資料あるわけですから、それはその場で全部目通せるわけではないですから、それはそれとして工夫が必要なのだというふうに思うのです。

町民が不満をもう一つ言っています。今言ったようにそれぞれの課長が参加して、資料に基づいて説明して、そうするとその時間が延々と続くわけです。そして、質問時間何ぼもない。町民の皆さんから要望、質問ありましたらよろしく願いますと、こういう運びをしているのですが、そうすると時間がないです。余り時間がないのです。そうすると、質問が本当はあるのだけれども、時間も経過しておりますので、この辺で閉じさせていただいてよろしいでしょうかと、そういう締め方になってしまっている。そうすると、町民不満残っているのです。言いたいけれども、時間がないと締められてしまったと。

もう一つあります。町懇で出される町民要望やさまざまなことに対して、要望に対して答弁の中ではやれない理由を並べ立てると。これは町民の感想なのです。町民は、うがった見方するのです。やれば仕事がふえるし、苦勞すると。特別なこと何もやらなくたって給料は変わらないと。やらないほうが批判もされないし、楽だというふうになっているのではないですかと言うのです。そこまでうがった見方され

るのです。これは、やはり行政側に責任あるのです。今申し上げましたように、町民から町民目線で見たらそういうふうに見えてしまうよと。答弁だってそうになっていませんかという。そんなふうな批判に対して、町長、どんなふうにお答えしますか。

加納議長
小林町長

町長。

いろんな理由を言うというのは、私のヒアリングでもやれない理由並べるのではなくて、どうやるかということを考えてらどうかという話もするのですけれども、そういうふうな受けとめられることでもありますけれども、ただ懇談会で出された意見は私ども大事にしたいということで、必要なものについては総務企画課長あるいは建設課長と現場を私が直接見るようにしていますし、さらには懇談会の後、先ほども申し上げましたけれども、必ず出された意見については検討会議をしながら、何とかやれる方法がないかということで検討して、予算に反映するようにしているのとありますけれども、ただ出された意見が全てできるということではなくて、先ほど申し上げましたように財政的な問題、あるいはほかの事業とのバランス等も考慮しながら、実施をするかどうかの適否については決定をしているという、そういう中身であります。ただ、できる限り聞いた意見が町政の中に反映するように努力はしていきたいと思っておりますけれども、やれるか、やれないかということについては実態としてはいろいろあるということでご理解いただきたいと思います。

小林町長
清水議員

再質問。清水議員。

今町長答弁されていますように、やれるか、やれないかとすぐその場で即座にその仕事はやれますという、全てがそういう回答ができる問題ではないと思っておりますし、難しい問題も提起されますから、そういう点では町長がおっしゃっている部分もそれは理解できないわけではありませんが、町民が本当に納得できるような、そういう役場職員の態度ということが必要なのだろうというふうに思っております。

町懇についてはそういう形で、ちょっと先へ進めさせていただきたいと思っておりますが、住民から住民目線で見るときに町職員がどんなふうに見えているかであります。これは、それぞれ複数の住民から私も聞かされて、そういうことがあるのかなというふうに思ったのですが、役場職員が、現職の職員が退職後は土幌に住みたくないというふうに住民に公言する。そうすると、住民は、土幌に住み続けたいと思わない職員が本気で住民のために仕事をしようとするとは思えないのですよねと、こういう批判をされているのです。これは、そんなに多くの職員がそんなふう考えているのだと思いません、私も。大勢の職員は、しっかり仕事をして、住宅も土幌に建てて、きちっと土幌の住民としてここに住み続けるという形に見えているのですが、今言ったような職員もいるということです。これがまた住民の不信感を抱か

せる結果になっている。これは、やはり町長の指導力だと思うのです。町長は、職員を指導監督する。そして、町長にかわって仕事をやってもらうわけですから、それぞれの立場で仕事をやるわけですから、その職員をどう指導するかということは町長の指導力にかかっているわけです。それで、このような職員が現実にいるということに対して町長はご存じだったと思うのです。それに対してどのように対処してきたかということが問題だと思うのです。全くそんなこと町長知らないとは思えないのです。住民が知っているわけですから。町長は、こういう職員に対してどのように指導してきたかということが問われるのです。そこを伺います。

加納議長
小林町長

町長。
具体的に誰がどう言ったかということはありませんけれども、それはやめてそれぞれの事情で外に行く人もいるし、そういうふうと言った職員がいるのかもしれないですけれども、それは私がおもその都度検証するわけではないのでありますけれども、ただ全体的にいけば退職しても多くの職員が地元に残って、ほかの町村から比べれば地元に残っているいろんな形で、また別の立場で役割を担っていただいているところでもありますし、私どもできる限り再任用という形も最大限利用しながら、別な形で利用していただくというふうに、特に今清水議員がおっしゃったように職員が退職しても自分の町で住むという、そういう視点を持たなくてよそへ行くというのは残念なことなのですが、ただその職員の個々にとってはいろんな事情等ということも無いわけではないのでありますけれども、できる限り住んでいただくというようなことで、住んで役割を担っていただくというふうに働きかけていきたいと思っておりますし、特に現職中については、職員の姿勢については職員管理ということで厳しく対応していきたいというふうに思うところであります。清水議員の意見としてお伺いをさせていただきたいと思っております。

小林町長
清水議員

清水議員。
町長が具体的にご存じか、ご存じでないかはそれは別として、先ほど申し上げましたように、町長もおっしゃったとおり土幌の町に住み続けようという、そういう考え方基本的には持っていただきたいなというふうに思っています。ただ、さまざまな事情ありますから、それを全く無視するわけにはいかないと。そのことは私もそのように思いますし、居住権は自由でございますので、そういう点での拘束する何物でもありません。しかしながら、住民はこう見ているのです。環境はいいのに、役場職員まで退職後この町に住みたくないと言う。繰り返しなりますけれども、そのような職員が本気で住みよいまちづくりなどできるわけがないと。これが町民の批判の声なのです。

町長は、先ほど批判を真摯に受けとめる姿勢を徹底したいというふ

うに最初の答弁書の中に述べています。私は、そういう形でぜひ受けとめて、先ほども申し上げました。これは、町長の指導力にかかっているのです。私は、多くの役場職員がそれぞれの立場で、町民生活を守るためによくしたいと頑張っていると思っています。しかし、町民が私に訴えられたような職員がいることも事実なのです。町民から信頼される役場職員の指導というのは、町長の指導力なのです。町民がこの町に住み続けたい、安心して住み続けられるまちづくりにともに住民が力を合わせられるような、そういうまちづくりをぜひ進めていただきたいと。そういう立場で職員の指導に当たっていただきたい。それが町長の指導力だと繰り返し申し上げます。そのことを求めて、私の質問を終わります。

加納議長
小林町長

町長。

先ほども申し上げましたけれども、清水議員、誰かにお伺いしたのでありますけれども、それは職員全体とは思っていただきたくない。たまたまそういう職員がいたけれども、少なくとも先ほど申し上げましたとおり私の町については、ほかの町村から比べれば職員がそのまま町に残るといふ、採用も基本的には土幌町に住んでということでありまして、退職してもできるだけ残っていただくようにということまで話して、だからほかの町村よりは残っていただいていることであるから、これからもそういうことでできる限り職員がうちの町に住み続けるということについては、職員にも話をしてお願いをしていきたいなというふうに思うところでありますから、言ったことが全体だと言われると、職員に対してもそれはちょっと問題があるのではないかなというふうに私は感じています。

加納議長
清水議員

清水議員。

私の発言に全体、職員の皆さんがというふうに聞こえたとしたら、これは私の間違いでした。多くの役場職員の皆さんは、真面目に住民の生活を支えるために、いい生活にしようという形で努力をされている。しかし、その中のわずか1人か2人か知りません。1人の職員であっても、それは増幅されていきますから。ですから、たった1人の職員かもしれない。それが住民からの不信感を招いてしまう。だから、そのところを本当にきちっと指導していただきたいということを申し上げたつもりでした。全体的、全職員という形で聞こえていたとしたら私の間違いですので、そこは訂正させていただきます。

加納議長
和田議員

それでは、以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。

質問順位2番、和田鶴三議員。

おはようございます。このたび大きな災害を受けられた本町並びに十勝管内、十勝管外の皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

私は、町民を守る防災体制について質問を申し上げます。北海道は、

自然災害に対して比較的被害の少ないところと思っていましたが、そうでもないようです。マスメディアが伝えるように、8月の連続する台風被害の様子でどこにでも起こり得るということを見せつけられました。本町では、防災計画に基づく訓練を役場庁舎や医療、介護施設などの福祉機関並びに教育関係の施設でも定期的に訓練を行っております。しかし、町民おのおのについてはどうでしょうか。災害に対する心構え、準備等は必ずしも十分でないという声が町民から寄せられております。防災に対する知識や避難準備態勢は、日常の安定感から熟知していないのが実態です。町民の生命、財産を守る自治体として、町民に対する具体的な指示を示し、安心して暮らせる体制を指し示すべきと考えます。防災教育のあり方、忘れられないための防災啓蒙の活動、地域で支える高齢者及び生活弱者に対する避難誘導の協力体制についてどのように考えておられるか町長の所見をお伺いいたします。

加納議長
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、和田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

8月のたび重なる台風の上陸等は、本町においても大きな被害をもたらしましたが、あわせて災害から生命、財産を守り、被害を最小限に抑えるためには、各行政機関、民間団体、町民組織等が互いに情報を収集、共有し、連携して取り組むことが重要と再認識をしたところであります。

最初に、質問の防災教育のあり方、防災啓蒙活動についてですが、町の防災計画の町民に対する防災思想、知識の普及啓蒙及び防災教育推進において各種防災訓練の参加普及、テレビ、インターネット、広報しほろ等を活用した情報の発信、防災マニュアル、パンフレットの配布や研修、講習会の開催を定めているところであります。これまでに学校や公民館などの要望に応じた防災出前講座の実施や自主防災組織育成のサポート等を行っているほか、防災情報の周知としては防災・洪水ハザードマップの作成、配布、広報しほろ、役場だより、町民総合情報紙、町ホームページ及び広報車等の活用のほか、平成25年12月より町民の皆さんがどこにいても迅速に防災情報を受けられる土幌町防災メールシステムによる緊急速報メール及び登録制メールの運用を行っているところであります。これは、町や道が配信源となり、気象情報や避難に関する情報を携帯やパソコンに配信するものであります。

なお、携帯電話を持っていない障害者、お年寄りを含む避難行動要支援者につきましては、保健福祉課が作成している土幌町安心安全福祉台帳の活用、もしくは自主防災組織を含む町内会の方々、公民館の方々にも地域の安心、安全を守る自助、共助の手助けを今後とも地域

ぐるみでお願いをしてまいりたいと考えております。

次に、地域で支える高齢者及び生活弱者に対する避難誘導協力体制についてであります。防災計画の避難行動要支援者避難支援プランに基づき、介護保険における要介護、要支援認定者、障害者、妊婦及び乳幼児、難病患者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に、その中でみずから避難することが困難であり、支援が必要な方を調査し、社会福祉協議会との連携のもと避難所の確認、避難方法及び避難所における医療の必要性など個別の支援プランを作成しているところであります。また、避難行動要支援者の優先順位の高い方については、本人同意のもと地域の中で2、3人の支援者を依頼し、日ごろから地域の中で見守るネットワークづくりを整備している状況であります。今回の災害では、一部の地域に避難勧告が発令されましたが、その際の避難行動要支援者への伝達は保健福祉課職員が訪問し、避難を呼びかけるとともに、避難所においては保健師による健康相談も行ったところであります。

次に、町民参加による防災訓練についてであります。特別養護老人ホームなど福祉施設の避難訓練時に高德、若葉駐在区の一部の方々の協力を得て訓練を行っておりますが、今後において多くの町民の方が参加する防災訓練を推進してまいりたいと存じます。

今回の台風被害は、十勝に甚大な被害をもたらしたところであり、本町においても農業被害とあわせて西上橋の落橋、水道管の破損による断水、音更川堤防の決壊危機による避難勧告など、これまでの経験を超える災害となりました。今回の災害、そして対応を検証しつつ、地域防災計画の見直しを初め、情報伝達や避難対応など町民の命を守るという使命を確認しながら、防災対策、ひいては安心、安全が実感できる町に向けて全力を傾注してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、和田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
和田議員

再質問があれば許します。2番、和田議員。

今町長から私の質問に対して回答をいただきました。

そこで、一番これから大事になってくるのが防災意識ということなのですが、これは町長ということなのですが、教育長にお伺いしたいと思いますが、子供たちに対する防災意識というのは訓練も含めてどのような形になっているかお聞きしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長のほうから指名お願いしたいのですけれども。

それでは、子供に対する防災意識の高揚については、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

加納議長
堀江
教育長

教育長。

防災意識でございますが、学校におきましては学習指導要領の定めるところにより防災教育を行っているところでございます。例えば幼

稚園段階では、安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ちついて素早く行動できる子供、また小学校、中学校、高等学校段階ではそれぞれ学習要領で定めてございますが、例えば中学校では日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる子供、これらを目指しております。各教科におきまして教科書等にも記載してございます。小学校を見ますと、社会科であるとか理科、また生活科、そして特別活動、中学校の教科書を見てみますと社会とか理科とか保健体育、技術家庭、特別活動、さまざまな教科書にも防災教育について記載されてございます。質問のありました防災活動につきましては、現在各学校におきましては消防署の協力を得まして、ふれ愛ユートピア出前講座ということで防災訓練等を実施しているところでございます。

以上です。

加納議長
和田議員

再質問があれば。和田議員。

ありがとうございました。これからの子供たちが大人になって、どういう初動行動をするかということについて一番大切な部分だと思いますので、質問をしました。

そういうことで、今町では防災計画というのを立てているわけですが、町の防災計画というのは日本全国が台風の通過点ということで、ほかの国々よりは大きな被害が出る場所だと私は思っております。そういう形の中で、町の防災計画というのはそれを想定した形での計画だと思うのですが、今回のような集中的な被害というのは本当に私も経験したことのない状況にあります。そういう形の中で、今後この考え方をもう少しレベルアップしていくべきでないのかなというふうにして思いますが、その点についてはどのように考えているでしょうか。

加納議長
小林町長

町長。

今回の災害の対応については、基本的には土幌町の地域防災計画に基づいて対応をして避難勧告等を出したところでありましてけれども、ただこれまでの災害とは大きく異なる災害だったということは、それはそういう認識をしなければならないけれども、災害の発生状況、さらには今回の避難勧告をした避難所の開設等も含めて、今回の災害のことについてしっかり町としても検証をしながら、防災計画の見直し等々について今後検討させていただきたいと思っております。

加納議長
和田議員

再質問あれば。和田議員。

ありがとうございました。

それでは、具体的にお聞きしたいと思うのですが、今避難の関係では避難準備情報、避難勧告、それから避難指示ということで3段階に分かれているわけですが、この情報等について今まで広報車等でやっ

ておられるのだろうと思いますが、これをさらに隅々まで行き届く方策として、どのような形で考えておられるかお聞きしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

これも地域防災計画にのっているのですけれども、基本的には今出したように広報車を出してやるとか、農村部に対してはファクスということでもありますけれども、ただ今回についても例えば市街地においてはなかなか伝わらなかったというお話聞くものでありますから、これから伝達の方法については特にどういう形でやれば全部カバーできるかということを少し検証する必要があるということでもありますけれども、ただ広報車の場合なかなか夜間であるとかそういう場合には伝わりにくいということも今回もあったので、そういう場合についてはファクスを送る、あるいはメール等で送るといふ、あるいは職員が直接回るといふような対応をしたわけでもありますけれども、今後ともそういう伝達の仕方については町としてよく研究をする必要があるのでなというふうに思っているところであります。

加納議長
和田議員

再質問があれば。和田議員。

今回こういう形の中で一番問題なのは電話の不通ということで、携帯や何かは生きていたわけですが、普通電話については不通のところはかなりあって、情報が伝わらないということなわけです。そういうことで私の提案としましては、連絡網ということで各町内会の町内会長、またはそれに関係する部分を定めながら、連絡網ということでやればより一層の伝達方法が整うのではないのかということと、あと移動体制のほうの関係についてなわけですが、全員が避難所に車で押しかけるといふことになりまして、これが駐車場の関係、十勝は平たん、特に士幌は平たん地でよろしいのですが、余り問題はないのかなと思いますが、それにしましても全員が車で押しかけるといふことになると、そうもいかないのではないかと。それらに対する手当てとしては、お互いに乗り合わせをするということなのですが、これがまた交通事故等の関係で一体どうなのかというようなことも起こってきます。そういうようなことで、具体的には町としてはどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

それぞれ町の防災計画にのっていますし、それから職員だとかの対応の仕方というのは、災害発生時の職員初動マニュアルというものに基づいて職員なり、組織としては対策本部で動くということになっているのでありますけれども、いずれにしても今回のことを踏まえて、不十分であったということについては少し検証をして改善をするのでありますけれども、現在のそういう伝達等の中身については、総務企画課長のほうから現状についてお答えをさせていただきたいと思いません。

加納議長
瀬口総務
企画課長

総務企画課長。

伝達方法につきましては、今回一応防災計画に基づいてやってはいるのですが、今回の形でいけば町長の指示を受けまして、伝達にかかわっている職員が各関係のところに回って伝達を、準備避難ということでの最初の取り組みだったのですが、させていただいております。その後、急遽堤防の侵食により決壊を心配したことから、今までも回答のほうしておりますが、広報車、それから職員が直接行ってお願いしたり、そういった形で主に職員が今回につきましては緊急を要したということで対応をしているところです。あと、ファクス関係についても当初流したのですが、固定電話等のファクス、電話を含めて使えないという状況がありましたので、福祉課の職員、特に要支援の方がおりましたので、そういった人につきましては直接職員が行って事情を話して、そして対応のほうをさせていただいているところです。

ただ、いろんな問題が確かに今回ございましたので、その辺は今検証を進めているところでございます。検証をもって今後どういうふうに対応していくのがいいのか、行政だけでは無理がございますので、自助、共助、公助という部分の共助のほう、町内会とかそういった部分にもう少し対応のほうを依頼する、こういったことが起きたときには対応を依頼するような形で今後協議検討も進めてまいりたいと思います。

以上です。

加納議長
和田議員

再質問。和田議員。

避難の方法の関係につきましては、町の職員がそれぞれマニュアルを配付されていて、そしてどういう初動でやるかということについてはやられているということは今お聞きしました。しかし、これが町民の側からしますと、どんなことをやってもらえるのかということが結局は定かでないというのがはっきりしているのではないかなというふうにしております。そこまで町民は知らなくても、うちのほうでやるからいいのですよということであればそれでよろしいのですが、そういう細かいマニュアルも町民の側に知らせていただきたいというのが1つでございます。

それから、避難所の関係なわけですが、今回は一番暖かい条件のいいときなわけですが、それでも30度近くの室内温度ということで、高齢者や弱者にとっては非常に大変な、苦痛な状況になるのだらうと思います。そういうことで、こういう普通の暖かいとき、寒いときというのは、北海道の場合特に寒暖の差が激しい。特に公民館や何かですと人がいるから、そういう点ではいろんな形で整っておりますが、それぞれの避難所の関係につきましては、今25カ所ぐらいあるわけですが、全てがそういう形になっているのではないというふうにして思っ

ております。そういう形で、そこに対する手だてというのは今後どのようにとっていかれるのかお聞きしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

前段の取り組みとしては、防災訓練をより充実した形でやるということと、それから日ごろから災害起きたときの防災に対する啓蒙をしていくということが一つでありますけれども、もう一つは先ほどからお話しになっております伝達をいかに確実に効率的にやるかという取り組みを決めておかなければならないわけでありまして、今回避難所を3カ所開設をしたのでありますけれども、当然今言われたように寒いときどうするか、健康管理どうするかということで、本町の対応としては4人くらいそれぞれ町職員を配置をして、さらに保健師がそれぞれの様子を健康管理をするということでありまして、さらに地元の議員の皆さんにもボランティアという形で協力いただいて運営をしてきたわけでありまして、今回の避難所の運営を参考にしながら、いろんな検証をしてみたいというふうに思っているところでありますけれども、それからもう一つは高齢者だとか障害者だとか弱者ということでありまして、これらについては通常の避難所のほかに福祉避難所を状況によっては開設するという取り組みをして、より災害弱者を守っていくという取り組みについて徹底をしていきたいというふうに思っているところであります。

加納議長
和田議員

和田議員。

それでは次に、避難所の移動体制というのはさきにお聞きしましたが、移動した段階での町民が初動態勢の中で自分で用意をしなければならないものというのがあるはずで、町側から全部そろっていますからぜひいらしてくださいということではなくて、自分たちがやらなければならない、そういう教育というのこれから大切でないのかなというふうにして思います。先ほど私の一番最初の質問の中にも平常の場合にはそういう中身はやらなければならないのだけれども、やっていないというのが現状です。それとあわせて、避難所に行った方の中には医療機関にかかっている方がたくさんおられると思います。特に土幌の場合は高齢化率も25%に近いというような形で、そういう形の中でそれをカバーするための薬の手当てなわけですが、病院というのは、町立病院にかかっている方はそれぞれデータがあるからよろしいのですが、町立病院にかかっていないのだけれども、緊急に必要な薬というの必要だと思います。それには例えばインシュリンの問題だとか、それは何日も打たなくてもいいということにはなりませんので、それに類したものというのが多々あるのだらうと思いますが、そういう常備薬というか、町が用意をしなければならない、または個人が用意をしなければならない、こういう問題についてはどのようにして考えておられるかちょっとお聞きしたいと思います。

加納議長 小林町長	町長。 基本的には1つは公助としてどう対応するかという、町がどう対応するかということがあるのですけれども、もう一つは今言われたように自分でどう対応するかということもあるのでありますけれども、もう一つは病気だとかそういう方に適切な対応というのか、そういうことがあるわけでありましてけれども、それぞれ防災担当課長と福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。
加納議長 瀬口総務 企画課長	総務企画課長。 今議員のほうから質問のありました関係でございますけれども、やはり日ごろからの備えといいますか、そういったものが必要になってくると思えます。例えばお話にもありました部分でいけば、薬は個々でいろいろ違いますので、そういったものを必ず忘れないように持ってきてもらうという、そういった日ごろの準備が一番大事かと思うのです。薬に限らず身の回りのものです。そういったものは準備のほうをお願いしますということで、これまでも広報等で啓発はさせていただいているのですが、その啓発がどこまで皆さんの目に入っているかということもございまして、その辺は今後また逐次いろんなところを使いまして、皆さんにこういったものを最低限ぜひ自分のほうでも準備をしてくださいと。どうしても行政の部分で準備するものは限られてきますので、そういったことの啓発もあわせて進めていきたいと思えます。
加納議長 大森保健 福祉課長	保健福祉課長。 保健福祉課長、大森より回答させていただきます。 例えば避難の期間が長くなりますと、自分で常備していたお薬とか、例えばオストメイトの方とか紙おむつが必要な方とか、そういうものがやはり足りなくなることとかがあると思えます。そういう場合においては、避難所もしくは福祉避難所において個々人の調査をしていきながら、その足りないものにつきましては医療機関と連携のもと、その方に適したものを用意するように準備していくということが必要ではないかというふうに考えております。 以上でございます。
加納議長 和田議員	再質問。和田議員。 これで最後にしたいと思えますが、避難所に避難する人はよろしいのですが、避難所に避難をしない方に対するライフラインというか、そういう生活のすべというのがいろいろな形で断たれるのだろうと思うのですが、それでも自分のところにとどまりたいという人も必ず出てくると思うのです。そういう人たちに対する手だてというのはどのように考えておられるか、最後に聞きたいと思えます。
加納議長 小林町長	町長。 防災担当の総務企画課長のほうからお答えさせていただきます。

加納議長 総務企画課長。
瀬口総務 総務企画課長、瀬口よりお答えいたします。
企画課長 避難につきましては、それぞれ段階がございます。まず最初に、避難準備ということで皆さんに今危ないので、避難のほうを準備をしてくださいと。それで、それ以降になりますと避難勧告、そして避難指示という段階がございますので、まずは避難準備のところでは皆さんに避難に当たって準備をしてもらうわけですけれども、実際避難勧告も命令ではなくて、協力のもとに危ないので、避難をしてくださいという形になりますので、今議員が言われたように自分は家に残っているよという方もやはり今回もいらっしゃいましたので、その辺は今後そういった方たちに対してどのようにしていくのか。やはり人命に、生命にかかわることですので、危なければこちらのほうで説得をして避難してもらう形も必要でしょうけれども、あとは各自が、行政ではどうしようもできない部分もございますので、行政のほうでも注意をしながら、その方たちに気をつけていただくという対応しか今のところはできないのが実情かなと思います。そういった回答しか今はできないのですけれども、なるべく町行政も人命にかかわる部分につきましては、生命にかかわる部分につきましては、協力していただきたいなというふうに考えております。

以上です。

加納議長 以上で和田鶴三議員の質問を終了いたします。
ここで11時15分まで休憩したいと思います。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

加納議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

質問順位3番、大西米明議員。

大西議員 それでは、私はオリンピック、パラリンピックの合宿誘致について町長に質問をいたします。

オリンピックイヤーの本年は、リオで17日間の熱戦を終え閉幕し、日本代表選手団は史上最多となる41個のメダルを獲得し、日本選手が世界で活躍する姿は多くの国民に夢と感動を与えてくれました。続いて日本時間で9月8日からパラリンピックも開幕し、日本は金メダル10個という高い目標を掲げており、期待しているところであります。

2020年東京オリンピック、パラリンピックの開幕まで4年を切りましたが、政府は日本全体で夢と希望を分かち合う大会にするとパラリンピックの参加国、地域数で過去最高を目指し、東日本大震災の被災地では聖火リレーや大会イベント、事前キャンプなどを実施する基本方針を昨年11月に閣議決定しています。本町もオリンピック、パラリ

ンピック等の国際大会に向けた合宿について誘致を希望するとの意思表明を行っているようであるが、これまでの誘致活動の状況について伺います。

加納議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、大西議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

本町におけるスポーツ合宿等の誘致につきましては、平成24年3月2日に町、教育委員会、体育連盟、観光協会、商工会の5団体により士幌町スポーツ合宿等推進協議会を設置し、現在は商工会が中心となり事務局を担い、活動していただいているところであります。これまでの協議会の活動では、バレーボールではミュンヘンオリンピックに出場した横田忠義さん、アトランタ、アテネ両オリンピックに出場した成田郁久美さん、ロンドンオリンピックで銅メダルを獲得した全日本バレーボールチームの真鍋政義監督や木村沙織主将など選手14人及びスタッフ10人が来町し、講演や指導等を行っていただき、このほか中垣内祐一さん、北島武さん、佐野優子さん、杉山祥子さん、齋藤信治さん、水野秀一さん、サッカーではコンサドーレ札幌の砂川誠さんにも来町していただき、それぞれ講演や指導を行っていただいたところであります。

協議会以外では、バンクーバーオリンピックのスピードスケート男子500mで銀メダルを獲得した長島圭一郎さんにも小学校で指導をしていただき、本年3月開催の町生涯学習講座、家庭教育講演会では元Jリーガー、車椅子のバスケットボール選手として4大会連続でパラリンピックに出場した京谷和幸さんに講演をしていただき、講演後には体育館で子供たちとフリースロー対決などの実技をしていただいたところであります。

本町の総合研修センターでは、これまで平成16年に全日本女子柔道強化合宿を、平成25年には全日本バレーボールチームの合宿を受け入れた実績があり、女子バレーの真鍋監督からは体育館は2面コートがとれて非常によい環境で、北海道は涼しいし、練習にも集中でき、食べ物もおいしく、宿泊施設のしほろ温泉プラザ緑風も源泉かけ流しのモール温泉で肌がつるつるになり、選手からも好評だったとの評価をいただいているところであり、全日本クラスの合宿受け入れ実績を前面に出して今後PRしていく必要があると思えます。

東京オリンピックのカウントダウンも始まり、2020年7月24日の開幕まであと1,409日となり、日本ではオリンピックムードが徐々に高まりつつあります。オリンピック、パラリンピックの選手の事前合宿や事後合宿を本町で行っていただくことにより、子供たちだけでなく全ての町民に対しても感動や勇気を与えていただき、さまざまな効果が期待され、ぜひとも実現したいと考えておりますが、全国では相

当数の自治体が手を挙げており、誘致合戦が始まっております。本町が行う合宿誘致活動につきましては、町スポーツ合宿等推進協議会を構成する5団体が連携して、これまでの活動で来町したトップアスリートやあらゆる人脈等を生かし、推進していかねばなりません。

質問にありましたこれまでの誘致活動の状況についてであります。十勝管内ではオリンピック、パラリンピック等の合宿受け入れを希望している自治体は、帯広、新得、士幌の3市町と過去に報道されておりましたが、北海道や北海道開発局のホームページに合宿誘致を希望している全道市町村の施設内容等が掲載されており、本町の施設もそこに掲載していただき、後押ししていただいております。

なお、本町における合宿誘致に関する情報発信は、主として教育委員会が担当しておりますので、申し添えます。

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
大西議員

再質問があれば許します。10番、大西議員。

今回の質問を出すに当たって、これは教育長が答弁するものでないのかというような話が一部の人から私にありましたけれども、私自身は今回のこの合宿誘致というのは一教育委員会が指導するものでなく、今町長の答弁の中にありましたように全国で誘致合戦が始まっているということで、やはり町長が先頭に立って、それは仕事やるのは教育委員会かもしれませんが、予算も町長が持っていますし、ぜひ町長が先頭に立ってやっていただかなければなかなか誘致は難しいのだと思っています。それで、町長に質問をしたのですが、町長はこの合宿誘致についてどのような意気込みを持っているのか。また、2014年の9月に議会の産業厚生常任委員会が加藤委員長と、このときは清水委員が要望書を町長に手渡しています。2020年東京パラリンピック合宿誘致に向けた施設整備、支援体制の強化を図るとともに、障害者アスリートを招いた講演や地域交流などを取り組むことということで委員長から要望書が出されています。それで、今答弁書にありましたように障害者の車椅子バスケットの選手をお招きして、講演とあわせて子供たちにフリースローの演技を見せて、子供たちに感動を与えてくれましたので、その辺は私らの議会として出した要望書に対して町長は前向きに取り組んでくれているのだなという感覚はあります。ですけれども、全国でこれだけの誘致を皆さんがしていますので、それを何とか町長が先頭に立って引っ張ってくるのだという意気込みをお聞きします。

加納議長
小林町長

町長。

先ほどの回答でもお答えしたところでありますけれども、スポーツ合宿ができるというのは非常に町民、子供たちを中心として、そういうことでは夢を持つということでは大きな効果があるということであり、それに加えてバレーボールを初め、全日本のバレー、あ

るいは柔道ということで引き受けてきた実績があるわけですから、そういうものを糧にすればできるのだというふうに思うところでありますけれども、そのためにはただ施設等も含めてどんな改修が必要だという検証もしていかなければならないのでありますけれども、町としては何とか引き受けれるように頑張っていきたいなと、そういうふうに思っているところであります。

加納議長
大西議員

大西議員。

合宿は、オリンピックとパラリンピックと2つに分かれるのですが、オリンピックというのは知名度が高いので、全国どこでも誘致したいという気持ちがあるのだと思います。北海道でも44市町村が今現在手挙げています。その中で、日本代表クラスの合宿を経験した市町村って芦別、紋別、帯広だけなのです。町村では土幌町だけなのです。それも今町長が言われた12年前の全日本の柔道合宿、あれは間違いなくこの土幌の合宿に全選手、7階級の代表選手が参加しないとだめだよという命令で全員が来て、総勢70人くらいですか、来て合宿やって、その年のオリンピックでは女子柔道が相当数のメダルを獲得しています。また、この間の全日本、火の鳥ニッポンですか、そのときは十勝管内の人たちが土幌はすごいねと。全道でも芦別が合宿地ですから、芦別以外で町村に来て合宿するなんてという皆さん相当な反響ありました。そういう経験をもとに、その人脈を使っていけばある程度できるのかなと思っています。やはりうちの町も合宿誘致の町として、新得町もやっていますけれども、なかなか全日本クラスの合宿はできていけませんので、ぜひそれをひとつ土幌町の売りにしたらどうなのかなと。他町村でいろんなことでぬきんでている町村もいっぱいありますけれども、合宿のまちづくりで成果を出して名をはせている町村ってなかなかないので、うちなんかはこの際ですからそういうことできちっと全国、全道に土幌町ありと見せるためにはそういうことも必要なのかなと、オリンピックの競技についてはそう思っていますけれども、またパラリンピックについては22競技があります。それで、今日本の選手団が参加しているのが、エントリーしているのが17競技なのです。ということは、5競技にエントリーしていないのです、日本の選手団は。ということは、2020年の東京パラリンピックでは22競技全部にエントリーするわけですから、少なくとも5競技の選手たちはまだパラリンピックに行けない状態ですから、そういうところの合宿を誘致するというのも一つの手なのかなと思いますし、また私たちも委員会でマスコミに陳情したとき、土幌町が十勝初のパラリンピックの選手が出た町だということが全然認識もなくマスコミに行ったのですが、マスコミでは土幌町はすごいね、やはりパラリンピックの十勝代表が初めて出た町ですからということを逆に言われてびっくりしたところがありますが、1984年のインスブルック大会でスキーの競技に出場し

た中尾保則さんが土幌出身の方でありますし、十勝のパラリンピックの初めての代表だったそうです。今回のパラリンピックには小野さんという盲目の水泳選手がこの間惜しくも8位で終わりましたけれども、健闘したところであります。ですから、パラリンピックのほうが誘致が有利でないのかなと。オリンピックはオリンピックで可能性を追求していけばいいのですけれども、パラリンピックのほうが何となしにすぎがあるのかなと思うのですが、町長、その辺はどうですか。

加納議長
小林町長

町長。

これは、オリンピックあるいはパラリンピックにしてもそうでありますけれども、最低こういう条件が整っていなければならないというのを早急に調べる必要があるのでありますけれども、教育長を中心に早急にそういう条件面でこれは必要だというものは調べたいと思うのですけれども、ただうちもバレーだとか、それから柔道についてはそういうことでやった実績もあるからやれるのだと思いますけれども、ただオリンピックに向けての条件というのは早急に確認をするという作業をしたいというふうに思っています。

加納議長
大西議員

10番、大西議員。

8月30日のマスコミの報道の中で、パラリンピックの2割の選手が合宿をしたくても車椅子バスケットだとかラグビーについては床面が傷がつくから貸せないというような拒否をされた例があったり、またこれは何を考えてこういうこと言うのかなと思うのは、視覚障害の人や知的障害の選手が危ないと断られたケースもあった。ですから、うちの町は福祉の町ですから、そういう障害者に対する理解はあると思うのです。ですから、こういうことがあるということであればチャンスは大きいのだと思うのです。体育館の床が傷がつくから貸せないよということよりも、子供たちの受ける影響、障害者のスポーツでどれだけこの人らが苦勞してこうなったか。障害を持ったり、途中で障害になった人が結構今回のパラリンピック見ているといえるのですけれども、その絶望の中からあれだけ立ち上がった姿を子供たちに見せるべきでないのかなと。だから、傷がつくとかそういうことで障害者を差別する、本当に障害者差別だと思うのです。ですから、そういうところに温かい手向ければ、間違いなくパラリンピックの誘致はできるのだと思いますけれども、町長、その辺についてどう思いますか。

加納議長
小林町長

町長。

今大西議員が言われたように、いかに障害を持った方がオリンピックで活躍できるように町として応援をできるかという、町民のそういう合意形成をどうつくっていくかということもあるのだと思いますけれども、そういうことでも教育上の効果を考えれば、施設は傷めば直せばいいわけでありますから、だからそういう考えでなくて、ぜひ支援をする、あるいは教育上の効果を果たすということで積極的に進め

加納議長 大西議員	<p>るという取り組みをしていきたいと思います。</p> <p>再質問があれば。10番、大西議員。</p> <p>町長がそこまで腹くくっていただければ、誘致にも有利に働くのかなと。教育委員会もこれから運動に力を入れていってくれるのだと思っていますし、その辺は教育長を初め教育部局の人は理解をしてもらっていますので、多分いろんなことで合宿誘致、それから障害者だとかオリンピックの選手たちを呼んでの講演、それはこれから未来ある子供たちにどういう影響をとすることは想像がつくことでありますから、ぜひ誘致に力を入れていただきたいと思います。</p>
加納議長 大西議員	<p>また、合宿誘致の協議会もありますけれども、そこと町がタイアップしていかないとならないし、その上に立って、協議会の中だけではなかなか言ってみれば国だとか道に働きかけていくことは難しいのだと思うのです。それは、やっぱり先ほど言ったように町長が先頭になり、その下で教育長なり、教育部局の人が一緒になってやっていただく。今までもそんなパターンでやってきましたので、多少の金はかかるのかもしれませんが、きちっとした、外国からの選手を誘致をするというのは、大使館なりなんなりとコンタクトをとるということはなかなか難しいものだと思うのです。だけれども、うちには3人の英語助手がいますので、言葉のものについては外国から合宿に来ていただいても何らその辺は対応できるのかなと思っていますけれども、ぜひ土幌を合宿誘致の町として、スポーツ合宿をメインに出してのまちづくりも少し考えていただきたいと思います。この質問は終わります。</p>
加納議長 大西議員	<p>それでは、2問目お願いいたします。</p> <p>それでは、台風被害の対応について町長にお伺いいたします。</p> <p>8月17日から台風7号、11号、9号と1週間に3つの台風が北海道に上陸し、30、31日には台風10号の大雨で町内でも甚大な被害が発生しました。26日未明に40号橋の川底の配水管が破損し、88戸の断水が発生し、ほかに道路、畑等の冠水被害が出ました。台風10号の大雨では、音更川が増水し、西上橋が落橋したのを初め、音更川の堤防侵食による決壊が心配され、3カ所の避難所を開設し、134世帯432名に避難勧告を発令し、31世帯82名が避難をいたしました。今回の災害を受けて反省することはなかったのか。また、今後の防災、減災にどのように生かすのか伺います。</p>
加納議長	<p>続いて、土幌町に災害救助法の適用が決まり、避難所の設置費用等は国、道が負担することになっていると思いますが、今定例会に災害復旧にかかわる事業費として約8,700万円の補正予算を提出しています。今後被害の調査が終了した際に災害復旧のために多額の費用が必要と見込まれることから、激甚災害の指定を国に働きかけるべきだと思いますが、町長の考えを伺います。</p> <p>答弁を求めます。町長、登壇願います。</p>

小林町長

それでは、大西議員の2問目の質問にお答えをさせていただきます。
初めに、8月の相次ぐ台風の上陸や通過に伴い、町内も甚大な被害に見舞われ、土木、農林関係等の被害箇所の仮復旧や処理の対応時には建設業協会の皆様に協力いただいたほか、音更川増水等の影響による断水及び避難勧告の際には関係の議員、町民皆様の支援、協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

避難勧告については、町では平成17年9月に台風14号の影響による河川増水により、中音更地区及び下居辺地区の3世帯15名に対して発令した経緯がありますが、今回はこれまでにない134世帯432名を対象としたもので、このうち31世帯82名の方々が3カ所に設けた避難所で不安な一夜を明かされました。避難所の運営については、保健師も含めた職員が常駐し、対応に当たりましたが、避難者の方々への対応や配慮、情報の提供方法について現在検証を進めているところであります。

なお、中土幌地区避難所においては、中土幌ひまわり婦人会の皆様からボランティアによる心温まるみそ汁の提供をいただきましたことにお礼を申し上げます。

道は、今回の災害について十勝全市町村及び南富良野町が災害救助法の指定を8月30日付で受けたところではありますが、質問の激甚災害の指定については十勝としての指定を要望しているところであり、先般9月8日に開かれた自民党幹事長室、自民党道連、議員会の合同調査団との意見交換においても十勝活性化推進期成会として早期に指定されるよう緊急要望を行ったところでもあります。

災害復旧の事業費については、これまで判明している分として8,752万円の補正予算を今定例会に提出しておりますが、今後も詳細を確認しながら予算措置を行い、早期復旧に努めてまいりたいと存じます。

また、総務省は、災害救助法の適用を受けた市町村に対して、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月分普通交付税のうち3割に相当する額を9月に繰り上げて交付することを決定し、本町においても昨日12日に2億900万円が交付されております。

いずれにしても、今回の災害を教訓としまして、避難所運営や情報の共有方法などを検証するとともに、地域の防災意識の高揚に向け、職員のみならず町民の方々を対象にしました防災訓練等の検討を行ってまいりたいと存じます。さらに、地域防災計画についても近年の北海道の気象に対応すべく修正を行い、防災、減災に向け最善の方策に努めてまいり所存であります。

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
大西議員

再質問があれば許します。10番、大西議員。

今回の災害で私も避難所にずっといましたけれども、職員の皆さんは夜も避難者と一緒に生活をして、泊まりがけで皆さんのお世話をし

ていただきましたし、保健師の皆さんには体調不良の人がいたらということで、いろいろと避難者の一人ずつに話を聞いたりなんかしておりました。多分来ていた人は、今回はそれほどの災害にならないだろうなという予想をしながら避難したのでないかなと思っております。それで、職員の方も災害地の調査もしなければならない、避難場所で80数名の人たちの対応も迫られているということで、大変なことだったのだろうなという思いがしています。それで、あそこにいますと、職員の皆さんもずっと避難所にいますので、現状の被害状況が全然わからない。そして、避難している人たちにもその情報が一つも入ってこないという、今どうなっているのという話が大変不安を抱く要因になったのかなと思っていて、今後そういうことも対応していかないとならないなと思っていて、また今回は言ってみればそれほど大きな災害に、ほかの災害という大きなところから見れば、ほかの町村から見れば人身に被害も出ていませんで、電気も通る、水も通るということで、割かし避難所を運営するには楽だったのかなと思っています。しかしながら、これがこれで終わるのかなと思えば、相当これからは異常気象でこういうことがたびたび出てくるのかなと思っていますので、職員だけの対応では到底賄い切れない事態になっていくのだと思うし、職員の方は日常業務もありながらの対応でありますから、なかなか職員だけでは災害をクリアするのは難しいと思うのです。

そこで、前の質問の中でも町長の言われるマンパワーをどうするかということだと思うのです。ですから、ぜひ自主防災組織をつくっていくなど、そういうボランティアをどう集めて対応していくかということも考えなければならない。ですから、防災計画の中に自主防災組織として土幌農業協同組合、土幌商工会、土幌建設業協会、それから女性団体連絡協議会、社会福祉協議会、公民館運営審議会の代表たちが入っていますけれども、そういうところと連携しながら、ボランティアをどう集めて運営していくかということをやることが大事だと思いますし、自助、共助、公助は、言ってみれば自助というのは間違いなく自分の命は自分で守るというのは災害のときの基本でありますから、そこで元気であったら共助のほうに行くと。それで、地域でまた災害弱者を支えていくというような形になっていかなければならない。そこが自主防災組織をつくっていくことが大事なのだと思いますけれども、それを国、それから地方自治体が支援をしていくという形になっていく組織づくりをきちっとしていかなければならないと思うのですが、そのボランティアをどうしていくのか。今回あたり見ていると、避難所でおにぎり2つ、それにペットボトルのお茶1本という、それは緊急でしたからどうにもならなかったのかもしれないけれども、それで本当に避難した人たちが満足できるのかなと。そのために

は士幌に、全市町村にありますけれども、赤十字奉仕団はそういうときに避難所において、炊き出しだとかそういうことをすることが大きな目的でありますから、そういう赤十字奉仕団のようなところを先頭にして組織をつくっていくことも大事だし、避難所にもやはり役場の公助の部分で職員は1人ぐらい配置してもらわなければだめだと思うのですが、その中にボランティアをどう活用していくかということ町長は考えていかなければだめなのだろうなと思いますけれども、町長、どうですか、ボランティアを育成してどうしていくかということについて。

加納議長 町長、答弁求めます。

小林町長 それでは、公的な取り組み以外のそういう地域住民のボランティア等の取り組みでありますけれども、1つは今お話があった自主防災組織でありますけれども、これらについては町の自主防災組織育成指導要綱を定めながら、基本的にはコミュニティー推進事業の中の地域ふれあい事業で、1カ所7万円だったかな、そういう予算を配置しながら指導しているのですけれども、実態としてはなかなか組織がされていないということで、現在3地域で組織されているのですけれども、住民の比率でいくと10%ぐらいということでもありますから、これをいかに伸ばしていくかということについて今後よく取り組んでいきたいというふうに思うのと、それからもう一つ、見守りネットワークということでこれまで議会でも何回か補正させていただいたのですけれども、保健福祉課が社会福祉協議会が中心になって、それぞれ地域内にいる要支援者に避難等の確認をとるということでもありますけれども、これについては市街地で大体組織づくりが終わったというふうに報告を受けているのでありますけれども、これらを中心として進めていくのでありますけれども、あと赤十字奉仕団もあるのでありますけれども、炊き出しについては先般道具を購入しまして、今度の防災訓練で試験をやるということでもありますから、こういうものを組織していくのと、実際に組織したときに先ほどお話がありましたように情報伝達としてこういう自主防災組織等を通じてということが重要になるところでありますし、そういう面では今後行う防災訓練の中においてもぜひ町職員、消防等関係者だけでなく、地域住民も入っていただきながらやっていくという、そういう取り組みにしていきたいなというふうに思っているところであります。

加納議長 10番、大西議員。

大西議員 先ほど言うの忘れたのですが、伝達方法、先ほど前者の答弁で総務企画課長が答弁したの聞いていますけれども、士幌には多分入っていないらしいのですが、中士幌の人には音更の役場の防災課からメールがみんな入っているのです、避難勧告の。宝来地区だとかいろいろな地区の避難勧告が私のメールにも入っていましたけれども、士幌町も2

年半前、約3年前に土幌町防災メールシステムを導入していますから、あれは全部に無料で行けるシステムですから、なぜ今回それも使わなかったのかなという疑問があるのですが、今回はN T Tの事故で固定電話が使えなかったことはありますけれども、携帯電話のメールは生きていましたので、どうしてそれが活用できなかったのかお聞きします。

加納議長 暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午前11時49分 再開

加納議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの質問は、後から答えを出すということで、そしたら続けてお願いします。

大西議員 自主防災組織というのは、阪神・淡路大震災のときから注目を受けて、今全国的に広がってきたと。それで、神戸の大震災のときには大体全国的に40%そこそこの組織率だったのですが、あのときの約6割強については倒壊した建物から自主防災組織の人たちとか隣近所の人たちが救い出したと。だから、自衛隊とか消防だとか警察が助けたのはごく一部であったということで、それがやっぱりこれからは防災のためには自主防災組織が必要でないのかということで、あれから約20年間過ぎて、全国的に多分今の段階で80%弱だと思います。それで、十勝においてもこの間マスコミでは19市町村では組織率59.5%ということで、残念ながら土幌町だけは町長もさっき言われましたように3地区だけということで、8.7%という十勝管内でも異常に少ない自主防災組織の結成率なのですが、今町長も補助金を出してやっているのだよということでありますけれども、パートナーシップ事業か何かに繰り入れて、個人情報だとかなんとかとあるから町としてなかなか動きづらいかもしれませんが、町内会であれば災害弱者がどこにいるのかということは、大体みんな都会と違って小さい町内会でありますからある程度理解している人が多いのだと思うのです。町内会の中で話し合えばすぐわかってくるのだと思いますけれども、1件の災害弱者のところについては誰と誰が安否確認に行くのだよというような、そういう組織づくりをすることをパートナーシップ事業の中でできないのか。そして、年1回そういう会合を開いたり、避難訓練なりなんなりをしながらやるところについて助成金を出していくよというような形になって自主防災組織にしていって結構加入率が多くなって、100%近くなるのでないのかなと思うのですけれども、何らかの手を打たないと全く8.7%、今回3組織として下居辺地区が先日かな、1週間ぐらい前に結成したみたいですがけれども、何らかの手を打たな

いとふえていく要素がないと思うのですけれども、そういう手だてはできないのかお聞きします。

加納議長
小林町長

町長、答弁。

パートナーシップ事業の地域ふれあい活動助成金の中に自主防災組織に対する準備だとかそういうものを入れているのですけれども、現実としてなかなか組織はされていないという状況にあります。一方で、先ほど申し上げましたように、地域の中で要支援の方については見守りネットワークということで災害のときには駆けつけたり、避難をさせるという人を確保しているわけでありましてけれども、それらについては市街地について町内会単位ということと、あるいは山間部については公民館単位でという考え方で社協が中心に進めているのですけれども、それとリンクさせながら、いずれにしても自主防災組織が上がるようなことをぜひパートナーシップ事業等を使いながら今後検証していきながら、できる限り地域の皆さんも防災訓練なんかには参加いただくということで、少し意識を高揚していくような取り組みをしていきたいというふうに思います。

加納議長
大西議員

大西議員。

行政が先行しているのか知りませんが、実は恥ずかしい話私も町内会の福祉係という役をやっているわけですが、何らそういう連絡も一つも来ないので、よくわからないのです。ですから、町内会でみんなで集まって災害弱者についてどうだと、あなたが行くのだよ、1人というわけにいかないから2人か3人がそこを安否確認するよというような話し合いをすることによって意識が高まってくるのだと思うのです。ですから、今見守りネットワークでどうのこうのと言われても私は全然、議員だから聞いていますけれども、町内会としては何らわかりません。それは自主防災組織つくれといたってそれは無理です。だから、これは自助、共助です。その中でやっていかないと、公助の部分で上から網かけてもなかなかわからないのだと思うのです。ですから、ぜひ町内会単位で、町内会にその認識を持たせる方策を考えていただかないと無理だと思います。ぜひそれをやっていただきたいのですが、それから今回の災害を見ていると、前回の中土幌の下流で堤防が決壊したとき僕も決算か何かのときに言った話なのですが、今回の橋の落橋についても私議会で見てきたら流木がひっかかって、その渦で崩壊したみたいなこともありますから、どこを見てもどうも流木が原因、言ってみれば堤防の決壊についても流木で流れを変えて、そこにぶつかっていくということで、自然保護団体はなるべく木は残してみたいな話がありますけれども、この流木で、ここはいいです。海のほうの大津や何かは大変です。それは、国からお金来るから何とか処理するのでしょうかけれども、今はサケの漁に入っていますけれども、それがなかなか流木でできないという話がありますけれど

も、ここだけでない十勝全体で、言ってみれば河川敷内にあるそこそこの、柳が多いのですから、そして砂利の上に根張っていますから、根は浅いので、相当太い木でも簡単に倒れて流れてしまうということでもありますから、その辺の対策をまず考えないとこれからだんだん、だんだん災害がひどくなっていくのかなと思うのですけれども、町長、その辺について。

加納議長
小林町長

町長。

水の被害が出るたびに言われているのは、流木が大きく影響しているということであって、電源開発を含めて協議会の中でも何回か申し上げているところでもありますし、今回の被害でもそういう状況にあるところでもあります。

ただ、海辺の流木については、毎回例えば豊頃なんかから出されるのだけれども、進まないということがあるのですけれども、先般大樹の町長なんか聞いてみると川にある間は道の管理になるのだそうです。そして、海に行くと水産庁の管理になる。陸に今度打ち上げられると環境省のそういうことで、責任体制がはっきりしていないということであるのですけれども、いずれにしてもこれは災害の被害を大きくするというのもそうでもありますし、さらには海岸においては特に漁業にも大きく影響ありますけれども、これについては期成会なり、町村会にしても強く国なり、道に申し上げていきたいと思えます。

加納議長
大西議員

大西議員。

行政の縦割りでなかなか難しいということでもありますから、流木流さなければいいのです。流さなければ縦割りだろうが、横割りだろうが全然関係ないですから。みんなに被害がこうむらないためには、そういうことも全面的に十勝町村会で話し合わないと、全部下だけが影響するというのではそれはかわいそうなことでもありますから。

それから、もう一点については、今後の減災については土幌町の音更川の氾濫だとか決壊だとかというのは、いずれにしても雨の量でなるわけではなく、ダムの放水によってこういうことが起きるのであって、教育長に聞きましたけれども、パークゴルフ場もダムが放水しますよと言うから泡食って行ったらもう水流れてきていて、とても職員が中に入っていけるような状態でないと。パークゴルフ場をつくる时候にもあそこのあずまやもボルトでとめて、水を流すときにはあれをすぐ撤去しなさいということの条件であそこにあずまやつくったのだと思うのです。聞いていますからそうですが、ですけれどもそんなダム放水しますよとすぐこっちに来てしまうのなら、とても職員があそこ行って撤去するなんていうことは無理だと思うのです。たかだか電源開発、一企業です。それがこの間も足寄の町長が新聞に出ていましたけれども、もうちょっと待ってくれと言っても全然言うこと聞いてくれない。それはおかしいのです。それは、ダムがどうなるかこうなるか

というのは大変なことかもしれませんが、あの人たちも電源開発として長年ダム管理してきたら、どのぐらいの雨降ったらどのぐらいで満水になるのか、そんなものわからぬわけがないのです、私ら素人と違うのですから。そして、音更川は、水利権は全部利別川にいつてしまっているのです。ですから、もう20年ぐらい前ですか、音更川の右岸は水が足りなくて、スプリンクラーをつけたらどうだという国の開発局の話で、計算したら約400億円ですと。そして、あのときは今の農家のあれがないので、20%ですか、個人負担になるということで、それは80億円もあの地域でみんな個人が出すことは無理だということで、水が足りないのです、本来は音更川というのは。水利権が2、3年前にまた更新して利別川にいくようになっていきますけれども、余ったときだけこっちにどんどん流してきて、そして災害出してもらったらたまらぬです。それだったらちゃんと向こうと連携とりながら、別にいっぱいになったから一遍に流さなくても、徐々に出すことを考えれば何ぼでも今の天気予報だとか雨量の計算でできていくはずだと思うのです。それがいっぱいになったから、98%になったから今流しますよみたいな、どんどん、どんどん初めは100t、そのうちから200t、400t、最終的には1,000tぐらいの量で出しているみたいですがけれども、それだって1,000tなのか、100tなのか、そんなもの全然わかりませんから。だけれども、近年にない量の水は流しました。ですから、やはりそういうことを行政として、一企業ですから、向こうは。公でないのですから。一企業の経営のために被害者が出たり、被害地域が出ると、それは問題です。だから、きちっとした計画のもとに放水するならするような方策をとるように町村会としても電源開発、北電と話し合っていくべきだと思いますけれども、町長、どう思いますか。

加納議長 町長。

小林町長

3年前の音更の堤防決壊するときもそうなのですけれども、結局たまと災害規定で流すのだけれども、そのときの話では、音更の町長等もそうなのですけれども、少しでも台風が来たら先に少し流しておいて、急にふえないようなこともできないということなのですけれども、これがなかなか難しく、基準量を超えた分だけ流すというシステムですから、開発でもいろいろ聞いたのだけれども、それはちょっと難しいぞということで、それと当時音更町長が少し制限できないかと言ったら、河川管理者の指導しか聞かないというような話があって、その調整するのが河川管理者である開発なり、道ですから、その指導ということなのですけれども、ただそのとき土幌、音更、上土幌の3町と開発、土現、それからJ-POWERのあれが入って一応協議会やって、年間1回ずつ協議会を持って、安全対策や何かもいろんな情報交換なんかをしているのですけれども、ただ、今す

ぐやめろというふうなことにならないので、今年足寄でもあったのですけれども、足寄の場合は逆で、うちは余り流さないでくれということなのですが、あそこは流してくれというほうなのです、ダムの上にありますから。だから、そういう問題もあるのですけれども、今回道議会の中でも少し取り上げられるというふうに聞いているのですけれども、私ども少なくとも情報提供、今の情報ですと例えばこれからきょう何tから何tまで流すという情報は入るのですけれども、それ以降その都度どれだけの量を捨てるのかという情報もこちらから問い合わせをしないと来ないという状況でありますし、少なくとも情報提供なんか少しでもできるように町村会も含めて関係機関と協議をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

加納議長
大西議員

大西議員。

まさに横暴です。河川管理者にしか答えないという、ふざけるなど。水利権は全部とっておいて、利別川に流しておいて、余ったやつだけこっちにどんどん流して災害出たら、それはたまらぬです、地元町村は。それこそそういう決まりが法律か何かであるのだと思うのです、ダムの、私はわかりませんけれども。そういうものは昔何十年も前につくった法律をそのまま移行するのか、どこかで見直し、昔ならいいのですけれども、これだけ異常気象で雨量が多くなるとそれは大変ですから、ぜひ国なりなんなりに働きかけて、今回確かかどうかわかりませんが、あした安倍総理が十勝に入るという情報があります。そういうときに災害を見てもらうと、それは見てもらってもいいのですけれども、これはどうしてこうなったのかということ、ダムが放水することによってこうなるのですよと、だからこういうことがあるのでと要望を総理にする。あの人は一番のトップですから。地元議員から働きかけがあって、二階幹事長ときのう話し合いをして、急遽あした来るみたいですが、やはりこういうこと全部政治力しか方法なくなってくるのだと思うのです。一企業に町村長が言っても聞かないような話だと本当に横暴です。地元がどんな災害出ようが、自分らの企業を守ればいいのだみたいな話になってしまうと、人の命何考えているのだということになってしまいますから、ぜひ今回の安倍総理の十勝入りに対して災害地を見てもらうことも含めて、それから時間過ぎてから余りしゃべりませんけれども、激甚災害について、大体町自体もそれに向かって動いているようすし、安倍総理が来て激甚災害指定をしないということは多分ないと思うので、もし激甚災害が指定されなくても局地激甚災害でも対応できますし、激甚災害の指定を受けると最高9割までの国の補助金が出ますので、1割か2割かさ上げということですが、大体9割ぐらいはいろんな特交やら何やらで出ますから、ぜひ町としても激甚災害の指定を何が何でもかち取ってもらわないと。そして、条件は多分満たしているのだと思います

し、どのぐらいかかるかというやつも建設課が全部把握していかないと、約10日ぐらいの間に出して、1カ月で決定がするみたいですから、大変忙しいと思うけれども、建設課で概算どのぐらいかかるかというやつをきちっと出しておいて、できるのだと思うのですけれども、できることにしておいてください。時間ないので。

そんなことでぜひ町長も、あした安倍さんが来たり、きょうも誰か偉い人来るみたいですが、与党の議員には頑張っていたかないと、予算持っているところですから、ぜひそういうことで地元議員を活用しながら激甚災害の指定をしていただきたいと思います。

これで終わります。

加納議長 先ほどの質問の答えが残っていますので。それでは、総務企画課長。
瀬口総務 総務企画課長、瀬口より説明いたします。

企画課長 伝達のメールの関係でございますが、実は2つありまして、エリアメールという範囲を広くした部分、それと土幌町独自でやっています防災メールという両方がございます。今回エリアメールの配信を避難準備等いろいろありまして手薄になった部分がございます。土幌町の防災メールシステムにつきましては、登録した方に対して今の土幌の気象情報や避難情報を流すメール、これについてはうちのほうでは対応したところがございます。今後両方の対応が必須でございますので、そういった伝達方法もきちんと見直して進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

加納議長 大西議員。

大西議員 今の答弁だと、2つあるうちの1つはしたけれども、1つはしないよと。もう片方、しないほうが全携帯電話の持っている人に行くわけですから、それが優先されるべきであって、契約している人に行って、全員に行かないというのはそれはどうなのかなと。いろいろあって、忙しくてそうなったのだと理解をしますけれども、私なんか音更町に何も契約もしていないけれども、ちゃんと音更町の防災係から入っていましたから。1つをやれば全部に行くのであれば、契約のところはしなくても1つで済むはずから、そういうときには緊急のときですから一番効率のいい方法を使って今後やってください。お願いします。
終わります。

加納議長 以上で大西米明議員の質問を終了いたします。
ここで昼食休憩といたします。

午後 0時10分 休憩

午後 1時15分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
質問順位4番、秋間紘一議員。

秋間議員 両議員から防災体制及び台風被害に対しての質問がございます。私からは、重複しないように今回台風10号による被害復旧についての質問を町長にいたします。

8月に台風7号、9号、11号が相次いで上陸し、さらに台風10号の通過による被害は、行政報告、教育行政報告によると10カ所の場所で甚大な被害となり、日常生活に影響をもたらしております。今回の被害を教訓に、上下水道、電気等のライフラインが社会生活の生命線であり、道路、橋等の災害に強いインフラ整備の視点が不可欠であります。今後どのような対策を講じるのか。

また、農業被害面積は、行政報告では1,000haとなっているが、今後どのような農業災害に対する支援策を講じるのか。

被害箇所の復旧、金額については、調査中と記載されている。具体的には復旧に2年を要する西上橋の落橋は、調査委託費1,840万円の計上をされている。清流パークゴルフ場も壊滅状態で復旧困難であり、さらに立地条件を考えると新たな場所に整備することが望ましいと考えております。例えば総合グラウンドパークゴルフ場の拡充整備などをするにしても、町民が利用できるまでに2、3年を要することから、早急にパークゴルフ協会などと協議を行い、本年度中にコース設計等を実施してはどうか。また、西上橋、パークゴルフ場以外の他8カ所の復旧の見通しは。

以上、町長の所見を伺います。

加納議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、秋間議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

道路、橋の災害に強いインフラ整備対策についてですが、秋間議員がおっしゃるとおり、上下水道、道路等は町民にとっても重要なライフラインとして位置づけをしているところでもあります。特に今回の災害は、水道管断裂や西上橋の沈下等予想を超える災害に見舞われました。異常気象が続き、今までの施設管理の考えでは対応できない状況の中で、少しでも被害を少なくするために各施設の点検及び防護施策を強化することにより対応してまいりたいと考えております。

次に、農業災害に対する支援策については、町内約1,000haの圃場が降雨による停滞水の影響を受けている状況であり、9月2日に町内関係機関による土幌町異常気象農業災害対策本部を設置いたしました。今後対策本部において技術対策や農作業事故防止の指導、啓蒙を行いながら、農業共済事業での適正評価、早期支払いや経営支援の対策、次年度の種子や粗飼料の確保など営農対策について機関、団体連携のもと取り組んでまいりたいと存じます。

次に、しほろ清流パークゴルフ場ですが、教育行政報告にもありましたとおり、これまでに経験のない被害を受けて壊滅状態で、現時点

では被災状況の全容調査もできていない状況であります。当面大会等は公認コースのしほろ温泉パークゴルフ場など他の施設でプレーをしていただきたいと存じます。今後調査が可能になりましたら早急に施設全体の被災状況を確認し、現状の河川敷で河川管理者の占用許可を継続して復旧すべきか、被災していない既存施設で拡張可能なのか、また新たな場所で開設すべきかを総合的に判断してからパークゴルフ協会を初め関係者の協議を行ってまいりたいと存じます。

なお、西上橋以外で調査中としています道路、明渠法面ほかの復旧及び風倒木等の処理については、年度内完了を目指して予算措置、工事等を進めてまいる予定であります。

以上、秋間議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
秋間議員

再質問があれば許します。3番、秋間議員。

農業災害でございますけれども、この被害について経営支援の対策ということ掲げているわけでございますけれども、農業共済作物以外の作物及び共済未加入農家の被害に対して今後町としてどのような支援を考えているのかお聞きをしたいと思います。

また、昨日の報道によると、松本防災担当大臣が今回の10号に7号、9号、11号を含めて激甚災害の指定の検討に入ったということでございます。そういうわけでございますけれども、この激甚災害については農業作物というのは適用外だというふうに私は認識をしているわけでございます。そうすると、この作物についてどのような支援を講じていけばいいのか、またはどのような支援策を国、道に求めていくのか、またはどのような運動展開をしていくのかお伺いをしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長、答弁願います。

まず、農業の被害でありますけれども、現状でも今ジャガイモの掘りどりの最中でありまして、相当腐敗が進んでいるというふうにもお聞きしているところでありますけれども、基本的には農業共済事業の支払いの適正な評価と早期に支払いということを基本に進めていくわけでありまして、未加入あるいは対象外作物については、今後の状況を見ながら農協等と協議しながら対応を検討してまいりたいというふうに思うところであります。

あと、激甚については、今おっしゃったとおりでありますので、それらの要綱に基づいて対応していきたいというふうにも考えているところであります。

加納議長
秋間議員

秋間議員。

ただいまの答弁でございますけれども、共済加入については当然早期の支払いなり、いろんな対応を早急に講じられるというふうに考えてございますし、当然資金面においてもL資金だとかいろんな対応等も迅速に行われるのかなというふうに考えておりますけれども、先ほ

どお話しした共済外の作物、これあたりをどのぐらいの被害が本町に発生しているのか、今調査中だと思いますけれども、そういう作物の救済、経営支援を道なり、国にきちっと行政として訴えて、対策を講じていくと。それで足らぬ場合においては、町も単独でそれを補填して行って、再生産可能な基盤づくりをこういうときに町が構築していくということが私は望ましいというふうに考えてございますので、その辺についてもう一度伺いたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

まず、相当今年作況としては悪くなるのだろうというふうに認識をしているところでありまして、特に小麦についても共済金額支払いが8億円ぐらいになるというふうに試算をしているところでありますから、そういう面ではスイートコーンも含めてそうですが、いずれの作物も共済の対象になるわけでありましてけれども、共済の対象外作物というのですか、それら含めて来年の再生産がどうかということが非常に重要なわけでありましてけれども、しっかり現状を伝えながら道の制度を使うとともに、それらで不足する分についてはどうするかということについては、町の災害対策本部の中でよく検討させていただきたいと思います。

加納議長
秋間議員

3番、秋間議員。

その点については、よろしくお願いをいたします。

次でございますけれども、パーク場について再質問させていただきましても、特にパーク愛好者が望んでいるパーク場のあるべき姿としてこういうことをよく言われます。熊も出没せず、水害もなく、安心していつでもプレーできる場所を望んでいるのですよと。3年前に実はあそこも相当の被害を受けて、また協会の方々の協力を得ながら復旧したということで、2年足らずでこういう状況に陥ったわけですから、パークを愛好する人方の気持ちとしては当然だろうというふうに考えております。

しつこくなるのですけれども、パーク場の現況を見て、冠水により流木、石、土石等で被害は本当に甚大で、再投資する価値が本当にあるのかと。私はないように判断をしております、そういうことから答弁の中でも既存の施設、これは総合グラウンドパークゴルフ場というふうに考えておりますし、新設として新たな場所というふうに答弁をされておりますけれども、いずれにいたしましても町民の健康促進の観点からも重要な施設でありますし、一日でも早く結論を出して、復旧工事ができるようにまずお願いをしたいと思います。もう一度、しつこいようですけれども、あその場所でなく、他のところで将来を見越して検討をお願いをしたいと思います。町長の答弁をお願いします。

加納議長

町長、答弁求めます。

小林町長 先ほども申し上げましたとおり、被害の状況等についてはまだ詳細把握をしていないということがあるわけでありましてけれども、相当傷んでいるということは間違いないということでありまして、さらには毎年のように台風のために被害があるということからすると、ほかの場所であるということも検討していかなければならないという認識しているわけでありましてけれども、できる限り早くいろんな調査をしながら、今後の方向について教育委員会と十分協議しながら、判断をしながらパークゴルフ協会等との協議をさせていただきたいというふうに思うところであります。

加納議長 再質問があれば。秋間議員。

秋間議員 よろしく願いいたします。

それでは、最後ですけれども、10カ所被害あって、8カ所については年度内に復旧の完了をするという報告で安心をしているところでございますけれども、1点細かい話で非常に申しわけございませんけれども、下水処理において地下水位の上昇により処理困難となり、節水なんかを家庭に呼びかけてございます。そのほか各家庭でどのようなふぐあいが生じているのかと。また、そのふぐあいに対してどのような対策を講じていたのかお聞きしたいと思います。

加納議長 町長。

小林町長 担当の建設課長のほうからお答えをさせていただきたいと思いません。

加納議長 建設課長。

増田建設課長 建設課長、増田のほうから秋間議員の質問に対してお答えさせていただきます。

8月31日の台風10号の後に下水道のマンホールから水が満杯になって、下水道の流れが悪くなったという状況でございます。町民の方に対しましては、広報車、消防車等も町内を回ったり、チラシを入れて情報を発信しているところでございます。今現在といたしましては、特にひどい箇所につきまして仮設トイレをお貸しして、公営住宅で3個、個人住宅で2個を利用させていただいております。それとは別に15個ほど今使わないものを保管、準備しております。今後また雨がひどくなって状況が悪くなれば、そちらのほうもお貸ししたいと考えております。

原因としましては、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、地下水位が上がったことによってマンホールが満量になったと。今調査した中では毎日少しずつ下がって、かなり改善に向かっていたところ、先週の金曜日の大雨によってまたもとに戻ってしまったという状況でございます。毎日調査を続けている中で少しずつ現在も改善する方向に向かっておりますが、今後台風等でまた長引くことも予想されております。町といたしましては、今の調査の中で特に湧水が差し込みが

加納議長 秋間議員	<p>ひどいところについて調査でマンホール等を調べて、ある程度原因となるような部分について確認しております。その部分について止水工事を行って、少しでも不明水の量を減らすよう今後事業化していきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>再質問があれば、秋間議員。</p> <p>ふぐあいを生じた各家庭については、万全の策を講じていただいているということでございますから安心をしているところでございます。</p>
加納議長 増田 建設課長	<p>私もこういうものはどうなのかということでいろいろ調べてみました。大雨だとか台風については、たびたび大雨降るとその家庭においてはそういう障害が必ず起こるといふようなところについては、下水の逆流防止弁というのをつけて、そういう弊害を回避しているということがございます。こういうような策もあるわけですから、特に大雨降ったときにその家庭において再発生するおそれのあるところについては、そういうものの設置等も今後において考えてみてはどうかと思うのですが、課長でよろしいですけれども。</p> <p>建設課長。</p> <p>今私の手元に逆支弁に関する資料がありませんので、正確なところのお答えはできないのですけれども、このような大災害があったときにそういう施設等も含めて今後検討していきたいと考えております。</p>
加納議長	<p>以上です。</p> <p>以上で秋間紘一議員の質問を終了いたします。</p> <p>これで一般質問を終結します。</p>
3	<p>日程第3、議案第6号「土幌町学校教育施設整備基金条例案」を議題といたします。</p>
柴田 副町長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第6号 土幌町学校教育施設整備基金条例案について説明をいたします。</p> <p>この基金条例の制定につきましては、公立学校施設整備補助金等の交付を受けて取得しました建物を有償により貸し付ける場合に、この施設の補助金等にかかわる国庫納付金に相当する額を学校教育施設の整備に要する経費の財源とする基金に積み立てるためにこの条例を制定をするものでございます。</p> <p>今回具体的には旧北中小学校の校舎及び屋内運動場を畜産振興研修施設としまして全国農業協同組合連合会に本年9月から5年間にわたり有償貸し付けをするに当たり、この施設が国庫補助金の交付を受け整備をした施設でありまして、本来は補助金の返還が発生するところではありますが、学校教育施設の整備のための基金を創設し、一定額以上の金額を積み立てをする場合には返還をしなくてもよいということ</p>

	<p>となるため、この基金を創設するものでございます。</p> <p>条文につきましては、ほかの基金条例と同様に第1条は設置目的、第2条は積み立て額について、第3条は管理について、第4条については運用について、第5条は益金の処理について、第6条は運用について、第7条は処分についてでございますけれども、この学校教育施設整備の財源として充てるものであります。第8条は、町長への委任について規定をするものでございます。</p> <p>附則でありますけれども、施行時期につきましては公布の日からとするものであります。本来でしたらこの貸し付け5年間を過ぎればこの条例の効力をなくすというようなことも考えられるわけでございますけれども、他の小学校のこともあるということで、そこは附則に盛り込まないで、このままこの条例を置いておくというようなことにしようとするものであります。</p> <p>以上で議案第6号の説明といたします。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
4	<p>日程第4、議案第7号「平成28年度土幌町一般会計補正予算」を議題といたします。</p>
瀬口総務 企画課長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。</p> <p>平成28年度一般会計補正予算 [第4号]、総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,697万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億668万3,000円に改めようとするものです。</p> <p>地方債の補正は「第2表 地方債補正」によるものとします。</p> <p>それでは、歳出から説明いたしますので、10ページをお開き願います。初めに、本補正予算の各款項目に計上しております人件費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費の増減につきましては、4月の人事異動に伴うものですので、各款項目での説明は省略させていただきますので、ご了承願います。</p> <p>なお、20ページには人件費の内訳といたしまして給与費明細書を添付しておりますので、参照ください。</p> <p>2款1項3目財産管理費の損害賠償金は、議案第4号で審議、可決</p>

いただきました除雪車両物損事故分44万8,000円を追加するもので、特定財源として全国町村総合賠償保険金を同額充当及び町有建物施設貸付料、これは先ほど説明しました北中小学校の貸付料の一部となります、を財源補正いたします。

5目公平委員会費は、委員報酬の追加。

6目企画費は、ふるさと納税感謝特典事業関係分経費で、8節、特産品報償、11節、ポスター、パンフレットの印刷費、12節、ヤマト便運搬料、新聞ほかの広告料、ヤフー代の納付手数料ほか合わせまして2,449万2,000円を追加いたします。

11目協働推進事業費は、美濃市への民間交流促進事業助成金、20人分を追加しております。

12目諸費は、災害に伴う断水及び避難対応時の経費で、寝具借り上げ料及び扶助費につきましては給水袋、食糧費ほか合わせまして49万円の追加。

14目愛のまち建設基金は、ふるさと納税寄附額見込みによる積立金の増額で、特定財源として指定寄附金を同額充当しております。

2項1目税務総務費は、臨時職員1名分の共済費及び賃金201万5,000円を減額。

2目賦課徴収費は、固定資産土地評価業務委託料増額及び税滞納整理機構負担金減額を差し引き、122万1,000円を増額するものです。

12ページ、3款1項3目障がい者福祉費は、自立支援給付費等負担金返還金の追加。

4目老人福祉費は、高齢者冬期就労対策事業の追加。

8目国民健康保険費及び10目介護保険費は、給与費の繰り出しで合わせまして266万3,000円を減額するものです。

14ページ、4款2項1目ごみ処理費は、中士幌リサイクルセンターの大型台ばかり1台を更新。

5款1項2目失業対策費は、緊急雇用対策事業委託料分を追加。

6款1項2目農業総務費は、農業共済事業会計への職員給与費負担金及び事務費繰出金合わせまして840万6,000円を追加。

2項1目林業振興費は、十勝大雪森林組合への出資金を増額するもので、特定財源として事業配当金を同額充当いたします。

7款1項2目観光振興費は、地方創生推進事業の中の士幌創生にぎわい創出事業において観光等調査研究、情報発信構築委託料及びチャレンジブース設置工事合わせまして2,100万円を追加するものです。特定財源としまして、地方創生推進交付金2分の1で1,000万円、教育福祉施設等整備事業債330万円を充当しております。

16ページ、8款2項2目道路橋梁維持費は、除排雪機械導入費補助金の追加。

9款1項2目非常備消防費では、新入団員4名分の消耗品費及び被

服購入費合わせまして94万4,000円の追加。

10款1項1目教育総務費は、学校教育施設整備基金積立金の追加で、特定財源としまして旧北中小学校の貸付料を同額充当しております。

2項小学校費、17ページに入りまして3項中学校費、18ページの5項1目社会教育費は、臨時教諭及び臨時職員等の増員によるもので、共済費及び賃金合わせ1,283万6,000円を増額しております。

14款1項1目道路橋梁災害復旧費は、西上橋事業用調査設計委託料1,840万円、ほか復旧事業費として重機借り上げ料、工事請負費、原材料費合わせ4,800万円を追加、2項1目風倒木処理業務委託料112万円の増額となっております。

次に、歳入について説明いたしますので、8ページをごらん願います。特定財源以外の一般財源ですが、20款1項1目臨時財政対策債は、発行額の確定により1,130万円を減額。

18款1項1目繰越金は、1億2,227万1,000円を計上して収支のバランスをとったところでございます。

次に、5ページをごらんください。第2表、地方債補正ですが、新たに土幌創生にぎわい創出事業を追加、臨時財政対策債発行可能額の確定に伴う限度額の変更となっております。

なお、22ページには地方債の現在高に関する調書を掲載してございますので、参照願います。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

5

[日程第5、議案第8号「平成28年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。](#)

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。

大森保健福祉課長 保健福祉課長、大森より平成28年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億986万9,000円に改めようとするものであります。

歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費の19万2,000円の減額につきましては、4月の職員の人事異動によるもので、特定財源としましては職員給与費繰入金と同額減額するものであります。

1款2項1目賦課徴収費につきましては、4万1,000円を追加するもので、これは十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金の変動による増額補正であります。特定財源といたしましては、事務費繰入金として同額を見込むものです。

2款2項2目退職被保険者等高額療養費につきましては、実績見込みにより100万円を追加するもので、特定財源といたしましては療養給付費等交付金を同額見込むものです。

10款1項3目償還金につきましては、110万6,000円を追加するもので、前年度実績による療養給付費、特定健診、特定保健指導補助金等交付金超過交付による返還金で、国庫負担金に4万円、療養給付費等交付金に102万5,000円、道負担金に4万1,000円を返還するものであります。特定財源としましては、前年度繰越金を同額見込むものです。

歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略させていただきます。

以上、説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

6 [日程第6、議案第9号「平成28年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算」](#)を議題とします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。

大森保健福祉課長 保健福祉課長、大森より平成28年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ658万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,012万2,000円に改めようとするものであります。

歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費の251万2,000円の減額につきましては、4月の人事異動によるもので、特定財源として職員給与費繰入金を同額減額す

	<p>るものです。</p> <p>5款1項2目償還金909万9,000円の追加につきましては、前年度の超過交付に伴う返還金としまして国庫負担金475万2,000円、道費負担金340万7,000円、支払基金交付金として94万円をそれぞれ返還するものであります。なお、これにかかわる特定財源は、前年度繰越金として同額を見込むものです。</p> <p>歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略いたします。</p> <p>以上、説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第10号「平成28年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。</p>
7	
矢野特養 施設長	<p>特別養護老人ホーム施設長、矢野より平成28年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,630万3,000円に改めようとするものです。</p> <p>歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目施設介護サービス事業費の11節需用費につきましては、排煙窓ワイヤ取りかえ修理、空調機フィルター交換修理、暖房給油配管水漏れ修理等の修繕料として194万7,000円を追加計上するものでございます。</p> <p>次に、歳入について説明しますので、4ページをごらんください。4款1項1目繰越金194万7,000円を追加計上し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p>

		(な し)
	加納議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
8	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第8、議案第11号「平成28年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算」 を議題といたします。
	増 田 建設課長	朗読を省略し、理事者の説明を求めます。建設課長。 建設課長、増田から平成28年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,384万3,000円に改めようとするものでございます。 最初に、歳出予算から説明いたしますので、5ページをお開きください。2款1項1目水道施設費の15節工事請負費で、水道管災害復旧工事を2,000万円増額するものでございます。これにつきましては、8月26日に音更川の増水、氾濫により河川を伏せ越している重要配水管が破損し、88戸が断水となる水道事故が発生しました。緊急に仮設管を布設し、給水を確保したところでございますが、厳冬期に耐えられる製品でないため製品の布設がえを含む災害復旧工事として計上するものでございます。 次に、歳入の一般財源について説明いたしますので、4ページをごらんください。4款1項1目繰越金で前年度繰越金2,000万円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。 以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
	加納議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第9、議案第12号「平成28年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算」 を議題といたします。
9		

高木産業
振興課長

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長、高木より平成28年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明いたします。

第1条、農作物共済勘定、畑作物共済勘定及び業務勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ農作物共済勘定2,102万円、畑作物共済勘定6,455万8,000円、業務勘定1,053万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を農作物共済勘定2億5,236万5,000円に、畑作物共済勘定5億386万3,000円に、業務勘定1億3,554万4,000円にそれぞれ改めようとするものであります。

農作物共済勘定の歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。3款1項1目麦無事戻し金の19節で無事戻し金として23万9,000円の追加ですが、これは議案第1号で可決決定いただきました麦の無事戻し金の支払いに要する経費であります。特定財源としましては、麦連合会特別交付金4万7,000円、農業災害補償基金繰入金19万2,000円を充当するものであります。

4款1項1目基金繰出金の25節で農業災害補償基金積立金2,078万1,000円を追加するものであります。これは、前年度の歳入歳出差し引き残額から責任準備金及び28年産麦に係る未払い保険料を差し引いた剰余金を決算認定後に積み立てるものであります。

次に、4ページの歳入を説明いたします。3款及び4款は、歳出の特定財源で説明しましたので、省略をいたします。

6款1項1目1節の繰越金で前年度麦繰越金2,078万1,000円の追加は、前年度の剰余金であり、歳出の基金繰出金と同額であります。

次に、畑作物共済勘定を説明いたしますので、9ページをお開き願います。歳出の3款1項1目畑作物無事戻し金の19節で無事戻し金として2,101万5,000円の追加ですが、これは議案第2号で可決決定いただきました畑作5品目とスイートコーンの無事戻し金の支払いに要する経費であります。特定財源としましては、畑作物連合会特別交付金328万円、農業災害補償基金繰入金1,773万5,000円を充当するものであります。

次に、4款1項1目基金繰出金の25節で農業災害補償基金積立金として4,354万3,000円の追加ですが、これは前年度の歳入歳出差し引き残額から畑作物支払備金を差し引いた剰余金を決算認定後に積み立てるものであります。

次に、8ページの歳入を説明申し上げます。3款及び4款は、歳出の特定財源で説明しましたので、省略をいたします。

5款1項1目1節繰越金で前年度繰越金4,354万3,000円の追加は、前年度の剰余金であり、歳出の基金繰出金と同額であります。

次に、業務勘定を説明しますので、13ページをお開き願います。歳出の1款1項1目一般管理費の2節から19節までのそれぞれの増額に

	<p>つきましては、4月の人事異動に伴うもので、合計で1,053万2,000円の増額であります。特定財源としましては、共済会計職員給与費負担金387万7,000円を増額するものでございます。</p> <p>次に、12ページの歳入を説明いたします。3款は、歳出の特定財源で説明しましたので、省略をいたします。</p> <p>5款1項1目1節事務費繰入金で665万5,000円の増額ですが、本科目で収支の均衡を図ったものであります。</p> <p>次に、14ページの給与費明細書ですが、4月の職員の人事異動に伴うものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
	<p>加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)</p>
	<p>加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)</p>
	<p>加納議長 討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異 議 な し)</p>
	<p>加納議長 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
10・11	日程第10、認定第1号「平成27年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定」
12・13	
14・15	日程第11、認定第2号「平成27年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」
16・17	
18・19	日程第12、認定第3号「平成27年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定」
	日程第13、認定第4号「平成27年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定」
	日程第14、認定第5号「平成27年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定」
	日程第15、認定第6号「平成27年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定」
	日程第16、認定第7号「平成27年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定」
	日程第17、認定第8号「平成27年度土幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定」
	日程第18、認定第9号「平成27年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定」
	日程第19、認定第10号「平成27年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定」

小林町長

以上10件を一括議題といたします。

理事者の一括説明を求めます。町長。

平成27年度決算認定の審議をいただくにあたり、平成27年度の事業の概要について報告させていただきます。

平成27年度一般会計及び国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、介護サービス事業、簡易水道事業、公共下水道事業、農業共済事業の各特別会計並びに国民健康保険病院事業会計の決算について、町議会の認定を賜りたく各会計決算書に行政報告書並びに監査委員の決算審査意見書を添えて提出いたします。

平成27年度の我が国の経済情勢は、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いていましたが、年度前半の中国を始めとする新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸出が弱含み、個人消費及び民間設備投資の回復に遅れが見られたところでもあります。政府は、「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」の実現に向け、昨年11月に「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を取りまとめ、雇用・所得環境が改善する中、緊急対策等の効果もあって、景気は緩やかな回復に向かうことが見込まれていますが、国際化やグローバル化が進行する中、地域においては財政の硬直化、少子高齢化や人口減少問題に加え、農業・農村をめぐる情勢の変化、地域産業の動向（TPP）、景気・経済の地域間格差など、町を取り巻く環境が大きく変化する中であって、行財政、産業経済、町民生活といずれの分野においても厳しさを増しています。

本町の基幹産業である農業においては、春耕期は高温・少雨で推移したため、播種作業は順調に進み、5月には降霜、強風、乾燥により一部で被害がありましたが、甚大な被害には至りませんでした。6月中旬から7月中旬までは低温と乾燥により生育は一時的に鈍化し、7月下旬から8月にかけては雨が続き、収穫中の小麦では品質への影響も懸念されたものの、干ばつ傾向だった他の作物には恵みの雨となり、その後も天候に恵まれ、各作物ともおおむね順調に生育したところがあります。酪農・畜産関係においては、前年に過去最高となった生乳生産量は、前年の記録をさらに更新し、肉牛については、牛肉や個体販売が堅調に推移した一方で、乳用種肥育素牛の出回り不足による素畜費の高騰と配合飼料を含む諸資材の高止まりが依然続いており、厳しい経営状況で推移しています。

そのような中、農畜産物の販売高においては、経営所得安定対策や農業共済金をあわせると、前年度を76億2,000万円上回る424億8,000万円と初の400億円台に上り、過去最高額を記録する結果となりました。

た。

次に、広域連携については、平成18年度に発足した十勝市町村税滞納整理機構が、管内全体の滞納処理に向けて、一定程度の効果をあげているほか、消防の広域化については、昨年5月1日付けで「とちかち広域消防事務組合」が設立され、本年3月30日のとちかち広域消防局の開所式を経て、4月1日から119番の切り替えをはじめ、消防救急デジタル無線・高機能指令センターが本格運用され、指令業務の一元化による出動体制が開始されております。

それではこれより、平成27年度一般会計の決算の概要について報告いたします。

まず歳入であります。総額75億3,258万1,000円となり、対前年度比4億6,909万2,000円、6.6%の増となりました。主な要因としては、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金などが減少する中、地方消費税交付金が消費税率の引き上げの影響から、対前年度比5,130万2,000円、65.8%の増、寄附金がふるさと寄附（ふるさと納税）に係る感謝特典贈呈事業の開始による指定寄附金の増により、対前年度比1億4万5,000円、1,192.3%の増、町債が平成26年度からの繰越事業である庁舎耐震等改修事業に係る借入の増などにより、対前年度比4億70万円、70.7%の増となったことなどによるものであります。

町税については、町民税で対前年度比4,209万2,000円、10.0%の増となったほか、すべての税目で前年度を上回り、対前年度比6,416万5,000円、6.5%の増となりました。地方交付税については、普通交付税において人口減少等特別対策事業費の増額があった一方、地域経済・雇用対策費が減額されるとともに、過疎対策事業債などの償還費が減少したことによる公債費の減少などにより、普通交付税で対前年度比1,140万円、0.4%の減となり、地方交付税全体で2,251万3,000円、0.7%の減となりました。町債については、公共事業等債や地方交付税の振り替えである臨時財政対策債の借入が減となった一方、庁舎耐震等改修事業に係る緊急防災・減災事業債の借入や、地方道路事業に係る辺地対策事業債の借入が増となったことなどにより、対前年度比4億70万円、70.7%の大幅な増となりました。

次に歳出であります。総額73億711万4,000円となり、対前年度比4億2,898万4,000円、6.2%の増となりました。主な要因としては、庁舎耐震等改修事業や地方道路事業に係る事業費の増加のほか、子ども交流センターの整備などにより、普通建設事業費が対前年度比2億6,243万5,000円、18.9%の増、財政調整基金、愛のまち建設基金などの基金積立の増により、積立金で1億9,969万1,000円、165.6%の増となったことによるものであります。

物件費については、賃金、役務費、備品購入費などの増により、対前年度比5,490万7,000円、6.2%の増、扶助費・補助費については、

補助費において国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用した商品券発行事業助成金の増などもあり、対前年度比4,473万1,000円、2.9%の増、公債費については、過疎対策事業債や辺地対策事業債などの償還が一部終了したことにより、1億152万2,000円、13.0%の減、人件費については、給料や手当の抑制に努め、人事院勧告に基づく給料、手当などの改定もありましたが、対前年度比84万2,000円、0.1%の微減となったところであります。

主な建設事業では、庁舎耐震等改修事業に3億2,468万円、子ども交流センター整備事業に1億2,724万8,000円、公営住宅建替等事業に8,636万8,000円、街路灯の省エネルギー化対策事業に5,806万1,000円、社会資本整備総合交付金事業を含む町道整備事業全体で3億5,912万6,000円、道営土地改良事業の負担金として1億1,587万円などがあります。

土地改良事業、町道整備事業などの各種建設事業に係る経費の一部は地方債に依存しており、地方債の残高は、前年度より3億6,452万9,000円増加し、未償還額は68億8,559万8,000円となり、依然として多額の返済額が残っています。単年度ごとの償還額は徐々に減少傾向にありますが、次年度以降もより一層の健全化に努めて参る所存であります。

各種財政指標においては、起債の借入に係る基準となる実質公債費比率は3.9%と前年度より0.8ポイント改善され、経常収支比率は、町税や地方消費税交付金の増加もあり87.0%と前年度より1.2ポイント改善されたところではありますが、依然高い数値を示しており、財政の硬直化の解消に向け配意をしていかなければなりません。財政力指数についても、0.255と前年度をわずかに上回ったものの、地方交付税の減額などの影響により財政状況が一層厳しくなることが懸念されます。今後も、さらなる行財政改革の徹底による経常経費の縮減を進め、基金の有効活用も図りながら健全な財政運営に努めて参りたいと存じます。

以上が平成27年度一般会計の決算の概要であり、各行政施策の成果及び予算の執行実績については各担当より説明いたします。あわせて、国民健康保険事業をはじめとする7特別会計並びに国民健康保険病院事業会計の決算の概要についても本書により報告いたしますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

なお、平成27年度決算認定においては、平成27年度北十勝消防事務組合歳入歳出決算認定について審議をいただくことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます、

加納議長

以上、各会計に対して監査委員の決算審査意見書が添付されていますので、職員に一般会計ほか7特別会計並びに病院事業会計の各第4、結語を、北十勝消防事務組合一般会計の第5、決算審査意見を朗読さ

藤 内
総務係長

せまず。

士監発。

平成28年8月31日。

士幌町長、小林康雄様。

士幌町監査委員、佐藤宣光。

士幌町監査委員、森本真隆。

平成27年度士幌町各会計決算審査意見について

地方自治法第233条第2項ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定による平成27年度士幌町各会計歳入歳出決算の審査、地方自治法第241条第5項の規定による土地開発基金の運用状況等の審査をそれぞれ行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。

15ページをごらんください。

第4、結語。

平成27年度士幌町一般会計並びに7特別会計の歳入総額114億126万2,000円、歳出総額108億8,742万8,000円（病院事業会計は除く）の決算について審査を行った結果、指摘事項、改善を要する事項、検討を要する事項等についてはそれぞれ関係項目の中で所見を述べてきたところであるが、本決算は、予算及び年度当初の町政執行方針に沿って誠実に執行された結果を表しており、計数に誤りなく、財務が諸法令、規則に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。よって、この決算は妥当なものと判断する。

町を取り巻く環境は、行財政、産業、経済、町民生活と何れの分野に於いても多様で厳しい状況のなか、時代のニーズを踏まえた様々な施策がほぼ予定通り推進されたことは、執行に当たってこられた理事者並びに職員各位の多大な熱意と努力に対し、心から敬意を表する次第である。

26ページをごらんください。

第4、結語。

平成27年度病院事業会計決算を審査した結果、本決算を総合すると、会計業務は法令に基づき適正に処理され、計数に誤りなく、病院事業の財政状況、経営成績を正確に表示しているものと認められた。

本町の病院事業は昭和31年2月に士幌農協が運営する「士幌厚生病院」を町が買収し、「士幌町国保直営診療所」を開設、昭和43年には地方公営企業法を適用、爾来、施設・設備の充足、高度化を進めるとともに診療科目の充実を図りながら今年を以って60年の歴史を刻んできた。

地方自治体病院は医師、看護師等の専門職確保が難しい情勢にあるとともに、厳しい経営を強いられているところである。このような状況のなか27年度の医師体制は3名の常勤医師体制でスタートし、厳しい状況の中池田院長を先頭に医師、病院スタッフ一丸となって信頼回

復に努められ、地域における医療を守るべく積極的に取り組まれてきたところであるが、しかしながら外来及び入院患者の利用状況は年々減少となってきているところである。

信頼回復に時間を要すると思われるが、本町の病院は町内唯一の医療機関であるとともに取り巻く福祉村施設の中核として、安心と信頼の町民のための病院構築に向かって「公立病院改革プラン」に伴う経営の効率化・健全化に努められ、信頼される医療の提供と患者サービスの向上、そして地域医療の充実をめざし、なお一層の改革と患者確保に配慮願うとともに、併せて日々努力されている医師陣と職員に対し敬意を表するものであります。

土監発。

平成28年8月25日。

土幌町長、小林康雄様。

土幌町監査委員、佐藤宣光。

土幌町監査委員、森本真隆。

平成27年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法第292条の規定により準用する地方自治法施行令第5条第3項及び同令第218条の2の規定に基づき、審査に付された平成27年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算に係る審査の結果について、別紙のとおり意見を提出します。

4ページをお開きください。

第5、決算審査意見。

昭和45年に消防事務の共同処理のため、音更町、土幌町、上土幌町、鹿追町の四町で構成する「北十勝消防事務組合」を設立し、以来今日まで関係者のたゆまぬ努力により、時代の変化や複雑・多様化する災害事象等に対応する消防機関として、消防力及び施設装備の充実強化を図り、町民の安全・安心の確保に努めてこられたところであります。

今年度をもって「北十勝消防事務組合」は解散し、更なる消防力の強化を目的に、十勝19市町村の組織による消防の広域化が図られ、平成28年4月1日（平成27年5月1日設立）より「とちかち広域消防事務組合」がスタートすることとなりました。

北十勝消防事務組合として最終年の平成27年度の決算審査は、一年間の消防行政運営の執行を審査するため、実施した例月出納検査や定期監査の実施結果を踏まえ、各事業の執行が効率的に運営されているか、法規性に基づいて実証されているか、公平性と透明性が確保されているかを主眼において実施、審査の結果、当年度の予算執行においては特に改善を要すべき事項はなく、おおむね適正であると認められる。

今後は、新たな消防体制・組織のもと、より質の高い消防サービスの提供により市町村民の安全・安心な暮らしを支えていく消防体制の充実強化を図られることを望むとともに、効率的な経費削減と健全な財政運営に努められるよう望みます。

以上です。

加納議長
佐藤代表
監査委員
加納議長

代表監査委員から補足説明があれば求めます。
ございません。

お諮りします。

本会議は、ただいま議題となっている認定第1号から認定第10号までの平成27年度各会計の決算審査に当たって、地方自治法第98条第1項に基づき、必要に応じて町の事務に関する書類及び計算書を検閲し、町長及び関係行政委員の報告を請求し、当該事務の管理、議決の執行及び出納について検査をしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、平成27年度各会計決算審査は、地方自治法に基づき検査することに決定しました。

なお、ただいま議決しました各会計決算の関係書類の閲覧は、監査室前に配置していますので、随時閲覧願います。

お諮りします。ただいま議題となっている認定第1号から認定第10号までの各会計決算審査については、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、ただいま議決されました地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査をしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、平成27年度各会計決算審査は、決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査することに決定しました。

ここで一旦本会議を休会し、休会中に決算審査特別委員会を開催し、付託案件の審査をしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、委員会審査が終了するまで休会とすることに決定しました。

引き続きこの場所において決算審査特別委員会を招集します。

本日の本会議はこれにて散会します。

(午後 2時25分)

| | |